



第2期那須塩原市 食育・地産地消推進計画



令和7年3月
那須塩原市



目 次

第1章 計画の策定に当たって

1 「食育」「地産地消」とは.....	3
2 計画の趣旨.....	3
3 計画の位置付け.....	5
4 計画の期間.....	5

第2章 食育・地産地消を取り巻く状況と課題

1 人口・世帯の状況.....	9
(1) 人口の推移.....	9
(2) 人口構成の推移.....	9
(3) 世帯数・世帯当たりの人口の推移.....	10
2 食生活の状況.....	11
(1) 朝食の摂取状況.....	11
(2) 主食、主菜、副菜の3つをそろえた食事の状況.....	12
(3) 野菜を摂取しようとする意識.....	13
(4) 減塩の取組状況.....	14
(5) 乳製品の摂取状況.....	15
3 健康の状況.....	16
(1) 健康寿命の状況.....	16
(2) 3大死因の標準化死亡比の状況.....	16
(3) メタボリックシンドロームの状況.....	17
(4) BMIによる肥満度の状況(20歳以上).....	17
(5) カウプ指数による乳幼児の肥満度の状況(3歳児).....	18
4 農業、農産物、食を巡る状況.....	19
(1) 農家数.....	19
(2) 経営耕地面積.....	19
(3) 農業産出額.....	20
(4) 特産品.....	20
(5) 農産物直売所.....	21
(6) 農村レストラン.....	21
(7) 学校給食における地場産食材の使用状況.....	22
(8) とちぎの地産地消推進店.....	22
(9) 市産農産物取扱店.....	22
(10) 食品の安全性に対する意識.....	23

5	関係団体ヒアリング調査結果概要.....	24
	(1) 実施概要.....	24
	(2) 結果概要.....	24
6	「第1期那須塩原市食育・地産地消推進計画」事業評価.....	29
7	食育・地産地消の課題.....	30

第3章 計画の基本方針

1	食育・地産地消の基本理念.....	33
2	食育・地産地消の基本目標.....	33
3	食育・地産地消施策の体系.....	34

第4章 食育・地産地消施策の展開

基本目標1	食を通して豊かな心を育みます.....	37
基本目標2	食を通じた健康づくりを推進します.....	42
基本目標3	食の安全・安心の確保と地域の食育活動を推進します.....	45
基本目標4	自慢の農産物を生かした地産地消を推進します.....	47

第5章 計画の推進に当たって

1	計画等の推進体制.....	53
2	計画推進における役割.....	53
3	計画の進行管理.....	54

資料編

1	那須塩原市食育推進条例.....	57
2	那須塩原市食育推進会議規則.....	62
3	令和6年度那須塩原市食育推進会議委員名簿.....	64
4	策定経過.....	65
5	用語集.....	66

第 1 章 計画の策定に当たって

1 「食育」「地産地消」とは

「食育」とは、平成 17 年に制定された食育基本法の中で、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるものとしています。

また、「地産地消」とは、平成 22 年に制定された地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「六次産業化・地産地消法」という。）の中で、「地域の農林水産物の利用」として、地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費することとしています。

2 計画の趣旨

食は命の源であり、私たち人間が生きるために欠かせません。また、健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることや健全な食生活を支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

昨今、高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防が課題であり、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は高まっています。人口減少、少子高齢化、世帯構造の変化や中食市場の拡大が進行するとともに、食に関する価値観や暮らしの在り方も多様化し、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。古くから各地で育まれてきた地域の伝統的な食文化が失われていくことも危惧されています。

こうした中、国は食育基本法及び六次産業化・地産地消法の規定に基づき、食育推進基本計画や地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針を策定し、食に関する諸課題の解決を図るための取組を進めています。

また、栃木県においても「とちぎ食育元気プラン（2025）」や「とちぎ地産地消推進方針(第5期)」を策定し、食育・地産地消に関する各種取組を推進しています。

本市においては、令和元年12月に「那須塩原市食育・地産地消推進計画」を策定し、全国有数の農業が盛んな地域である強みを生かした食育・地産地消に関する取組を推進してきました。しかしながら、食育・地産地消に関する課題に対応するためには、市民をはじめ、健康・福祉・教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等と行政機関がそれぞれの役割を生かしつつ、一体となって食育・地産地消に取り組んでいく必要があります。特に地産地消においては、市産農作物を地元を中心に消費していくための取組を推進して、市民の食育につながるように関係団体が連携しながら推進していくことが重要です。

このような中で、令和6年度にて「那須塩原市食育・地産地消推進計画」が満了することに伴い、これまでの取組の評価などを踏まえ、より効果的に施策を展開するため、「第2期那須塩原市食育・地産地消推進計画」を策定します。

■SDGs（持続可能な開発目標）について

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための目標」であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

食育の取組は、SDGsの取組に繋がるところが多くあります。

この「持続可能な開発目標」は、誰一人取り残さないという理念のもと、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指しており、17の目標の内、例えば、目標2「飢餓をゼロに」では、飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進するなど、食育に深く関連した達成目標が示されています。その他にも、「海の豊かさを守ろう」や「陸の豊かさでも守ろう」など、食育に直結する項目が列挙されており、世界的課題と食育の関係性が具体的に示されている内容となっています。

SDGsと食育・地産地消はいずれも親和性があり、強い結びつきがあります。食育・地産地消に取り組むことは、持続可能な社会の実現に繋がるものであるといえます。

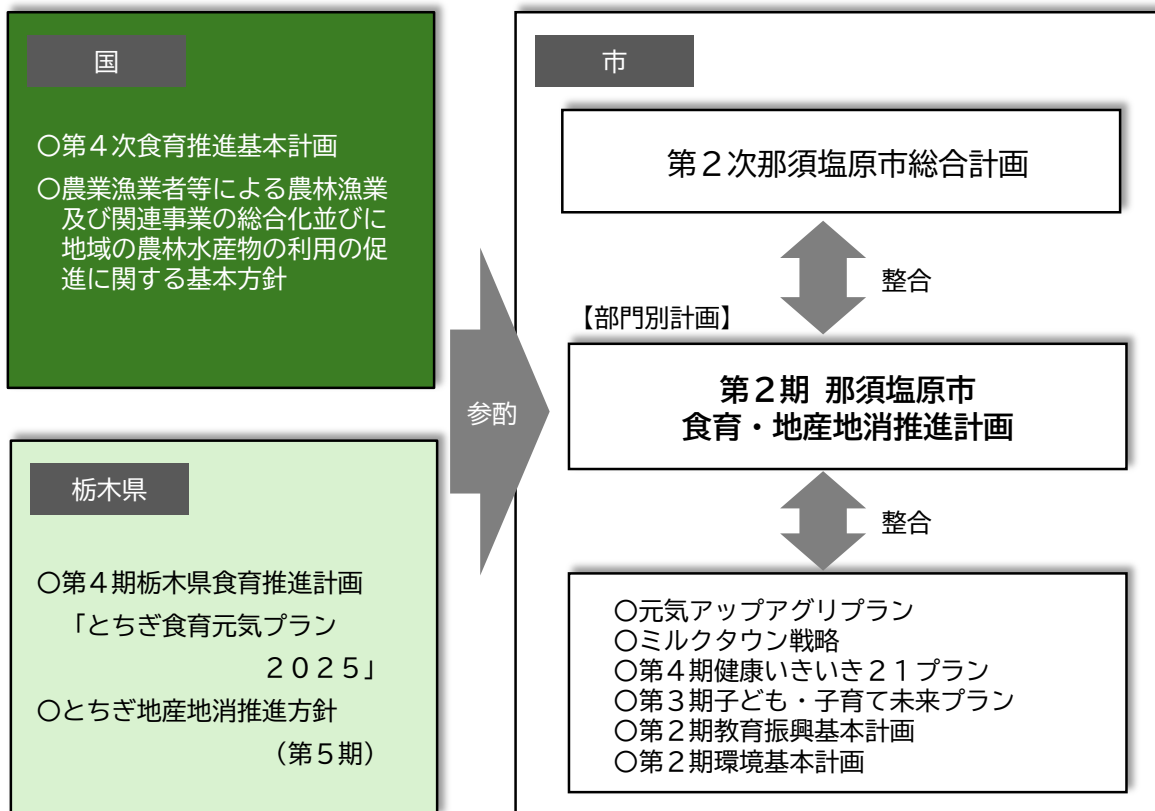
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画と、六次産業化・地産地消法第41条第1項に基づく市町村促進計画として位置付けるものとします。なお、策定に当たっては、国及び栃木県の上位計画を参酌するとともに、第2次那須塩原市総合計画をはじめとする本市の関連計画と整合性を図るものとします。

また、本計画は、本市の食育・地産地消推進に当たっての基本的な考え方を示し、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進していくために必要な事項を定め、行政はもとより、健康・福祉・教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等、広く市民がそれぞれの立場から連携、協力して食育・地産地消に取り組んでいくための指針とします。



4 計画の期間

令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5か年の計画とします。

ただし、社会情勢の変化等によって見直しが必要な場合には、必要な見直しを行うこととします。

第 2 章 食育・地産地消を取り巻く状況と課題

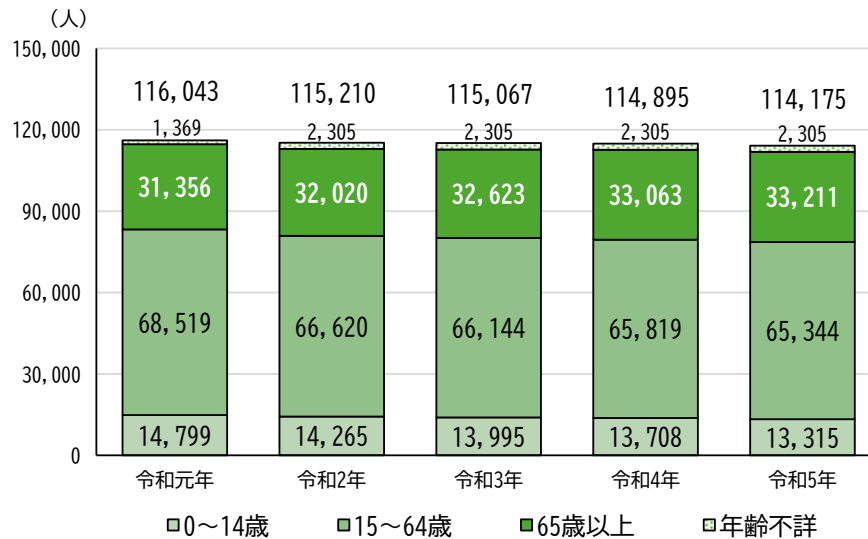
1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、0歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口はともに年々減少していますが、65歳以上の高齢者人口は年々増加しています。

総人口は、令和元年と令和5年を比較すると1,868人減少しています。

■人口の推移



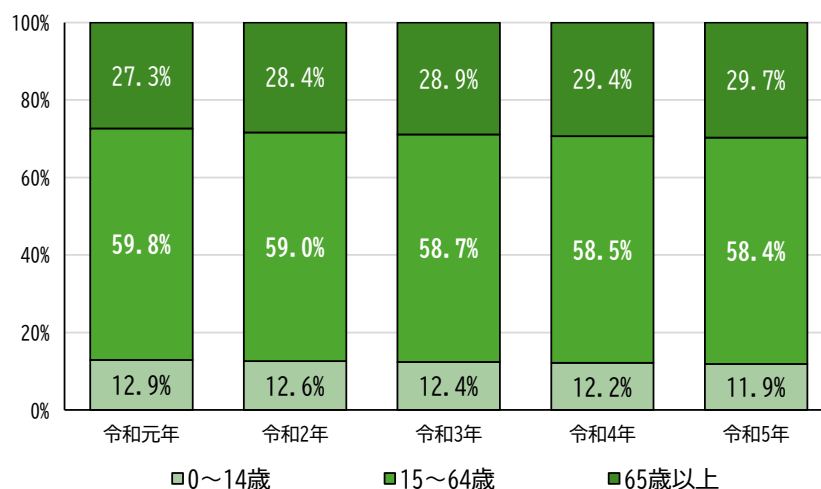
資料：栃木県年齢別人口調査（那須塩原市）各年10月1日
※令和2年は国勢調査

(2) 人口構成の推移

本市の人口構成割合は、令和元年と令和5年を比較すると、0歳から14歳までの年少人口割合は1.0ポイント減少し、15歳から64歳までの生産年齢人口割合は1.4ポイント減少しています。

一方で、65歳以上の高齢者人口割合は2.4ポイント上昇しています。

■人口構成の推移

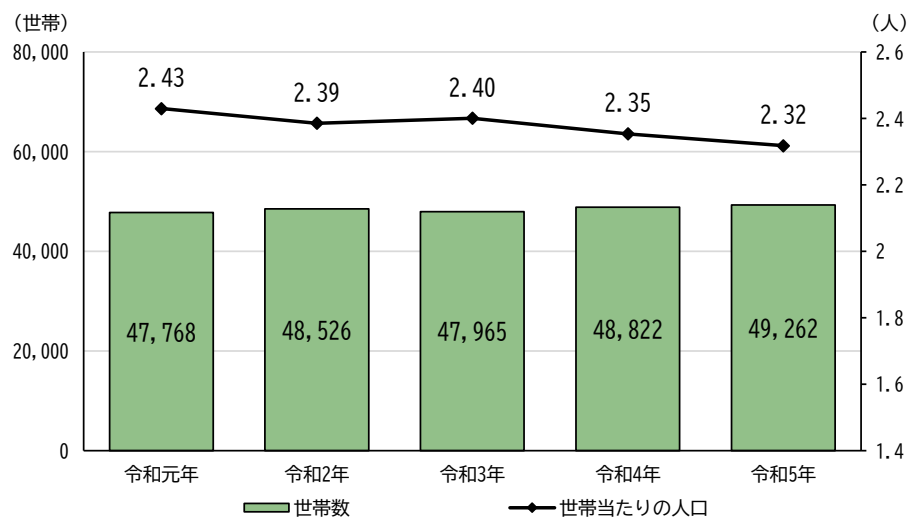


資料：栃木県年齢別人口調査（那須塩原市）各年10月1日
※令和2年は国勢調査
※年齢不詳人口は除く

(3) 世帯数・世帯当たりの人口の推移

本市の総世帯数は、増加傾向となっていますが、世帯当たりの人口は、減少傾向となっています。
令和元年と令和5年を比較すると、世帯数は1,494世帯増加し、世帯当たりの人口は0.11人減少しています。

■世帯数・世帯当たりの人口の推移



資料：栃木県毎月人口推計月報 各年10月1日

2 食生活の状況

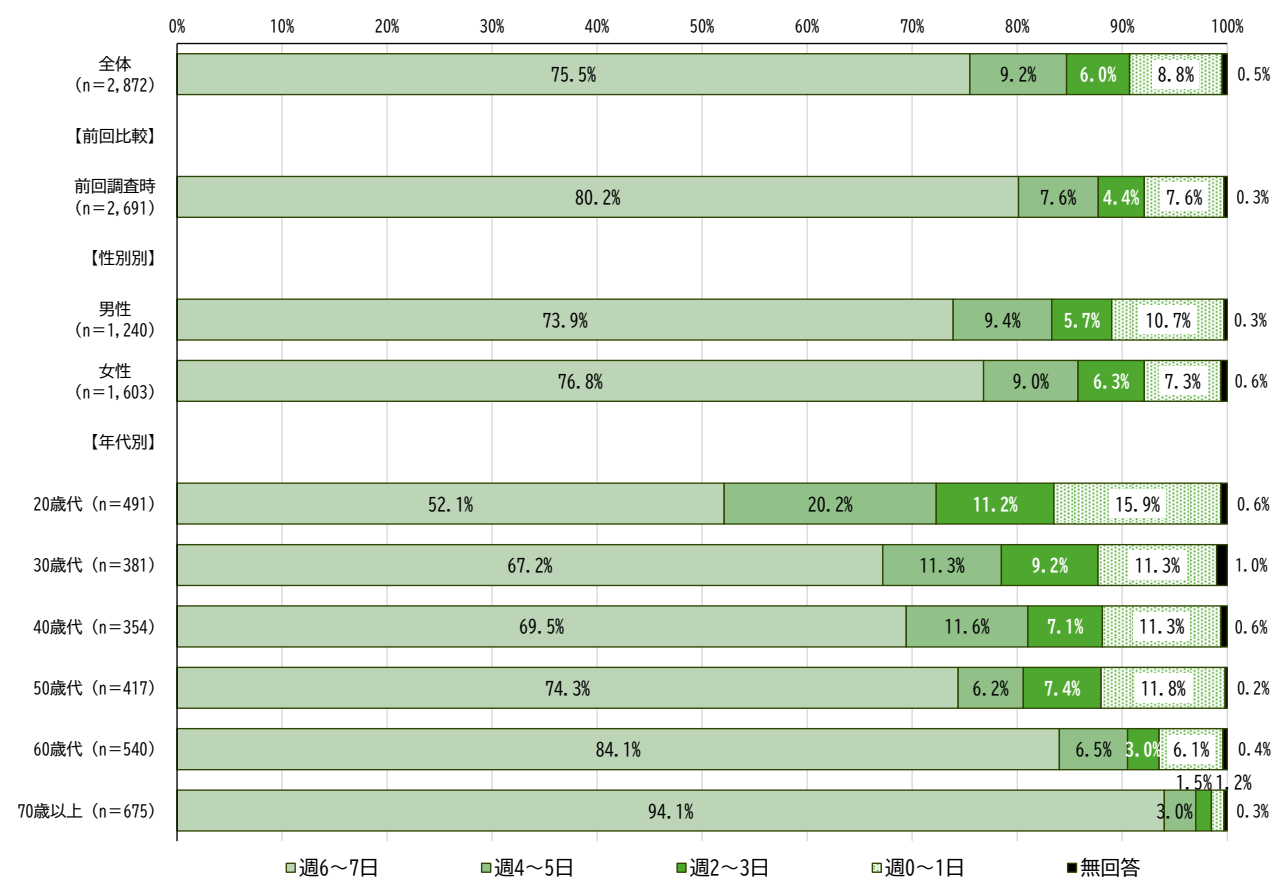
(1) 朝食の摂取状況

全体では、「週6～7日」の割合が75.5%で最も多く、次いで「週4～5日」が9.2%、「週0～1日」が8.8%、「週2～3日」が6.0%となっています。

性別別でみると、男女で差はほとんどありませんが、年代別でみると、年代が低くなるほど朝食の摂取割合は低くなっており、20歳代の「週6～7日」の割合は52.1%となっています。

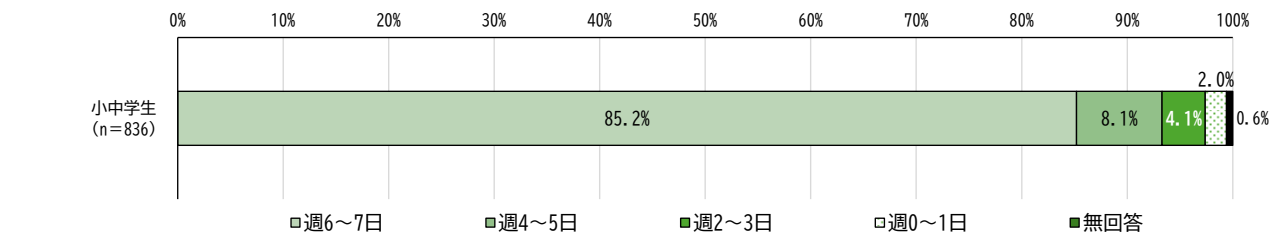
小中学生をみると、「週6～7日」の割合が8割を超えています。

■朝食の摂取状況



資料：令和3年度那須塩原市生活習慣アンケート調査報告書（令和3年9月）

■小中学生の朝食の摂取状況



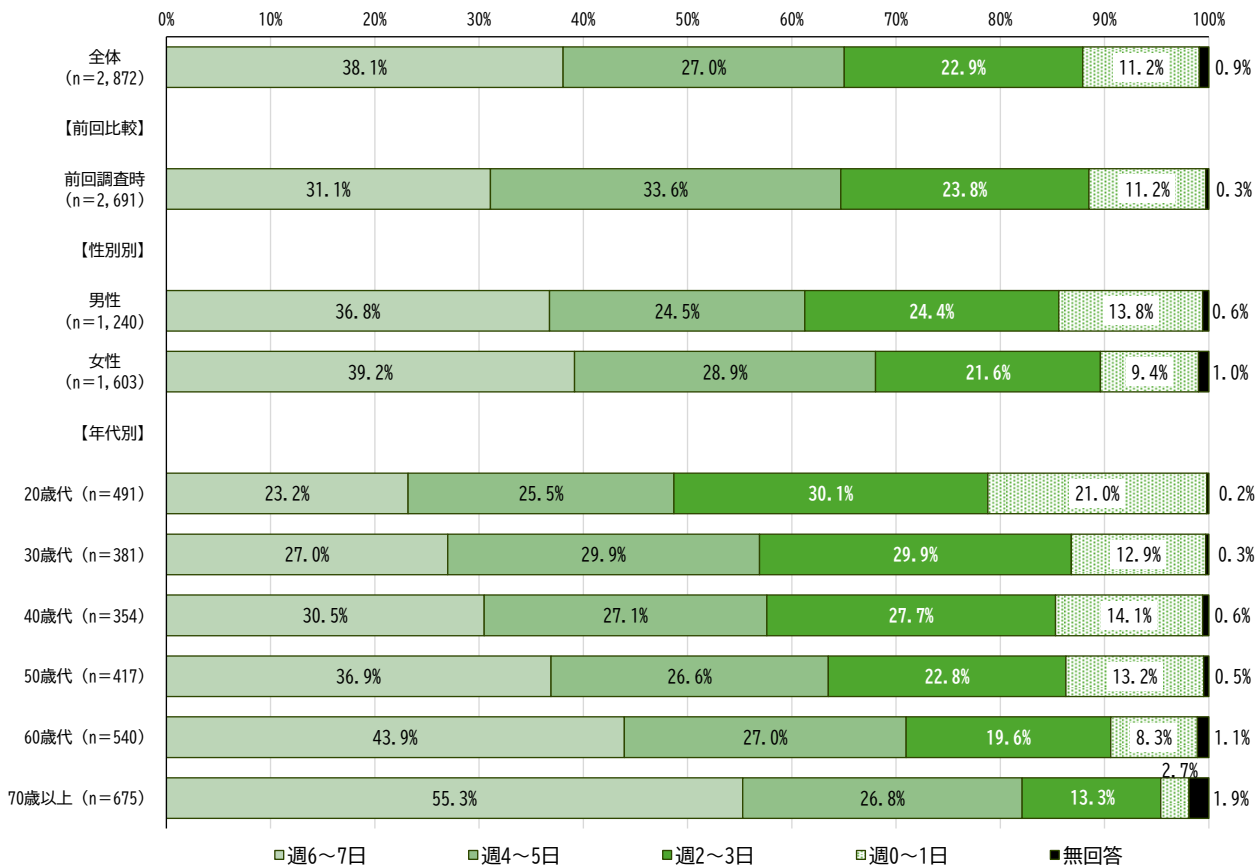
資料：令和3年度那須塩原市生活習慣アンケート調査報告書（令和3年9月）

(2) 主食、主菜、副菜の3つをそろえた食事の状況

全体では、「週6～7日」の割合が 38.1%で最も多く、次いで「週4～5日」27.0%、「週2～3日」22.9%、「週0～1日」11.2%となっており、前回調査時と比較してもあまり変化はみられません。

年代別でみると、「週6～7日」の割合は、70 歳以上で 55.3%と最も多く、次いで 60 歳代が 43.9%、50 歳代が 36.9%と、年代が高いほど多くなっています。一方で、「週0～1日」の割合は、20 歳代で 21.0%と2割を超えています。

■主食、主菜、副菜の3つをそろえた食事の状況



資料：令和3年度那須塩原市生活習慣アンケート調査報告書（令和3年9月）

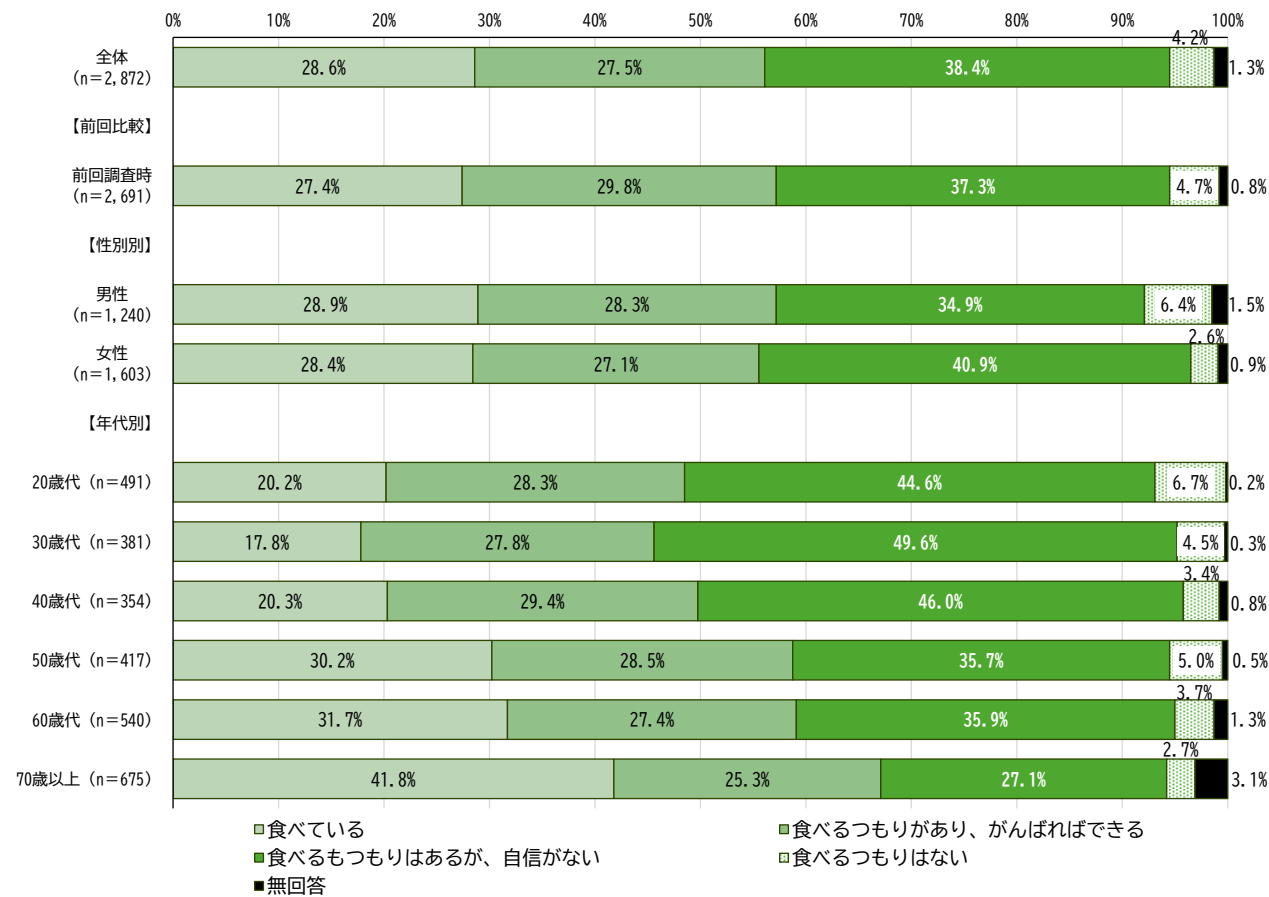
(3) 野菜を摂取しようとする意識

全体では、「食べるつもりはあるが、自信がない」の割合が 38.4%と最も多く、次いで「食べている」が 28.6%、「食べるつもりがあり、がんばればできる」が 27.5%、「食べるつもりはない」が 4.2%となっています。

性別別でみると、「食べている」、「食べるつもりがあり、がんばればできる」は男女で差はほとんどありませんが、「食べるつもりはあるが、自信がない」は、女性（40.9%）が男性（34.9%）を、「食べるつもりはない」は男性（6.4%）が女性（2.6%）を上回っています。

年代別でみると、「食べている」の割合は、70 歳以上が 41.8%で最も多く、次いで 60 歳代が 31.7%、50 歳代が 30.2%と、年代が高くなるほど多くなっていますが、30 歳代は 17.8%と最も低くなっています。「食べるつもりはあるが、自信がない」の割合は、30 歳代で 49.6%と半数近くとなっており、40 歳代で 46.0%、20 歳代で 44.6%と多くなっています。

■野菜を摂取しようとする意識



資料：令和3年度那須塩原市生活習慣アンケート調査報告書（令和3年9月）

(4) 減塩の取組状況

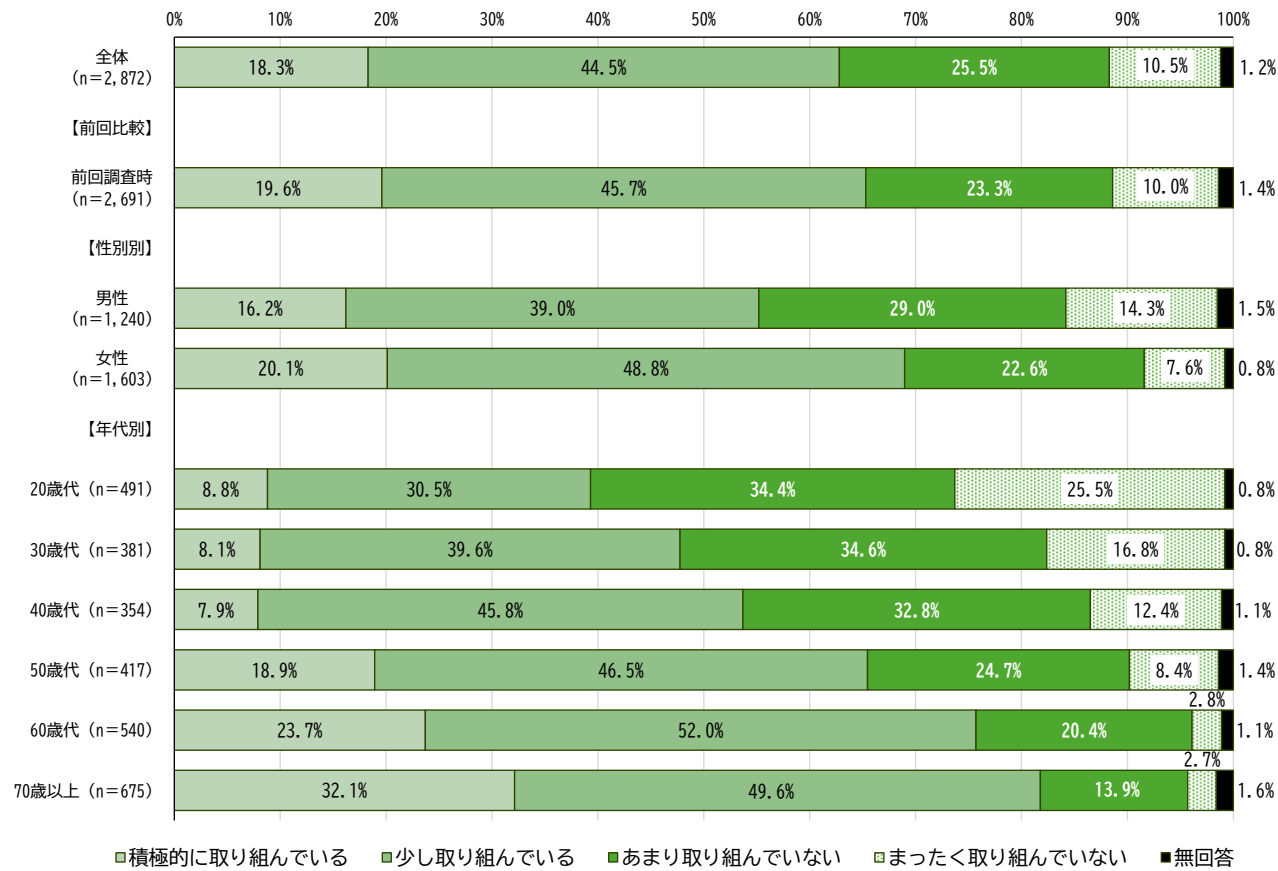
全体では、「積極的に取り組んでいる」18.3%、「少し取り組んでいる」44.5%を合わせた『取り組んでいる』の割合は62.8%となっています。

一方で、「まったく取り組んでいない」10.5%、「あまり取り組んでいない」25.5%を合わせた『取り組んでいない』の割合は36.0%となっており、前回調査時とあまり変化はみられません。

性別別でみると、『取り組んでいる』の割合は、女性（68.9%）が男性（55.2%）を上回っています。

年代別でみると、『取り組んでいる』の割合は、年代が高いほど多くなっており、70歳以上が81.7%、60歳代が75.7%、50歳代が65.4%、40歳代が53.7%となっています。20歳代では、『取り組んでいない』の割合が『取り組んでいる』の割合を大きく上回っています。

■減塩の取組状況



資料：令和3年度那須塩原市生活習慣アンケート調査報告書（令和3年9月）

(5) 乳製品の摂取状況

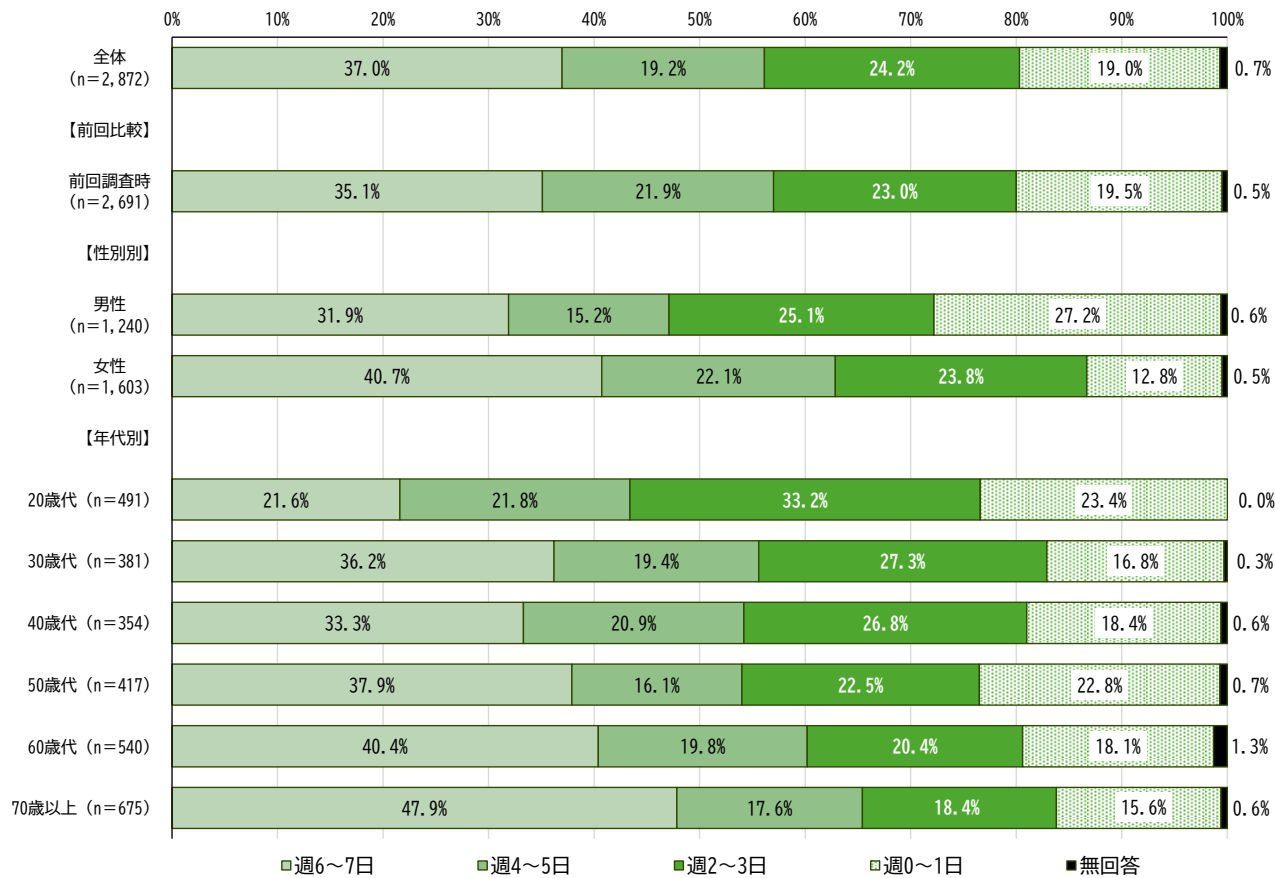
全体では、「週6～7日」の割合が 37.0%で最も多く、次いで「週2～3日」が 24.2%、「週4～5日」が 19.2%、「週0～1日」が 19.0%となっており、前回調査時とあまり変化はみられません。

性別別でみると、「週6～7日」の割合は、女性が 40.7%、男性が 31.9%、「週4～5日」の割合は、女性が 22.1%、男性が 15.2%と女性が男性を上回り、「週0～1日」の割合は、男性（27.2%）が女性（12.8%）を大きく上回っています。

年代別でみると、「週6～7日」の割合は、70 歳以上が 47.9%で最も多く、60 歳代が 40.4%、50 歳代が 37.9%、30 歳代が 36.2%、40 歳代が 33.3%となっています。20 歳代は 21.6%と他の年代を大きく下回っています。

一方で、「週0～1日」の割合は、20 歳代及び 50 歳代でやや多くなっています。

■乳製品の摂取状況



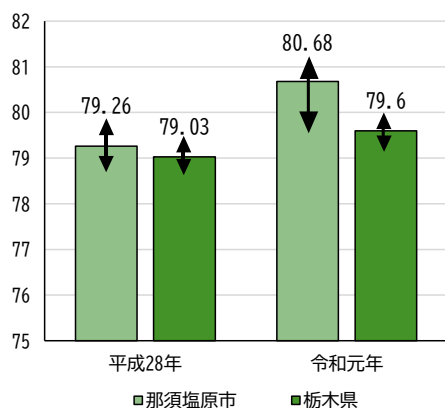
資料：令和3年度那須塩原市生活習慣アンケート調査報告書（令和3年9月）

3 健康の状況

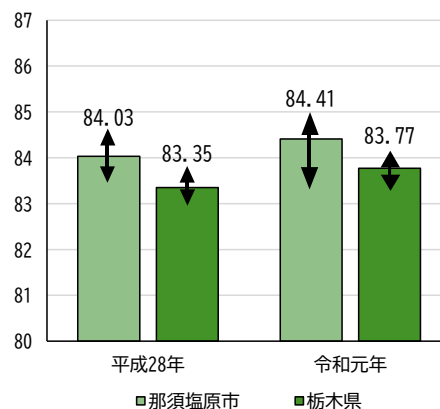
(1) 健康寿命の状況

本市の令和元年の健康寿命は、男性が80.12年、女性が83.91年となっており、男女ともに県の健康寿命を上回っています。

■男性の健康寿命



■女性の健康寿命



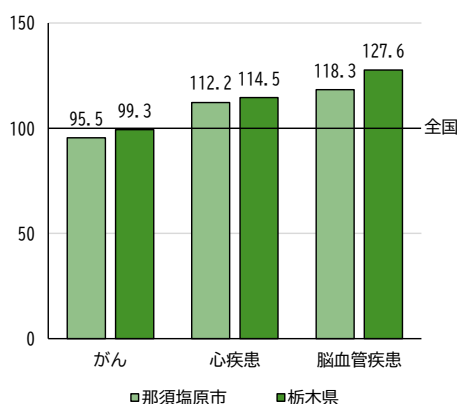
資料：「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究班」が定めた「健康寿命の算定方法の指針」及び「健康寿命の算定プログラム」を用いて、県保健福祉部健康増進課が算定した値。算定の精度を上げるため、死亡数等について平成30年～令和2年の3年分を用いた。また、「不健康な期間」の算定に当たり、令和元年9月30日現在の介護保険事業における要介護2～5の認定者数を用いた。真の値は95%信頼度で信頼区間に含まれているものとみなされる。

※95%信頼区間（ $\longleftrightarrow$ ） 那須塩原市 男性 79.55～80.68年 女性 83.42～84.41年（令和元年）
 栃木県 男性 79.33～79.60年 女性 83.53～83.77年（令和元年）

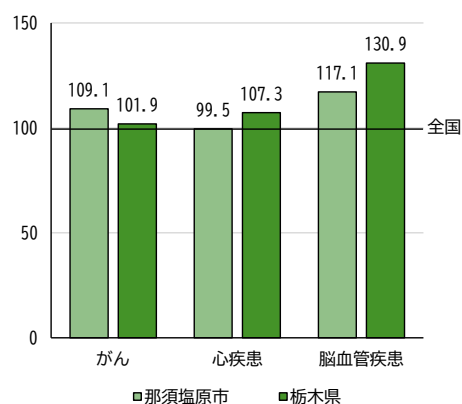
(2) 3大死因の標準化死亡比の状況

標準化死亡比とは、全国を基準（100）とし、その地域での年齢構成を全国と同一となるようにした上で、死亡率を比較するものです。本市の疾病別の3大死因であるがん（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患の標準化死亡比を比較すると、がんについては、男性は国、県よりも低く、女性は国、県よりも高くなっています。心疾患については、男性は国より高く、県より低くなっていますが、女性は国、県よりも低くなっています。脳血管疾患については、男女ともに国よりも高く、県より低くなっています。

■男性の標準化死亡比



■女性の標準化死亡比

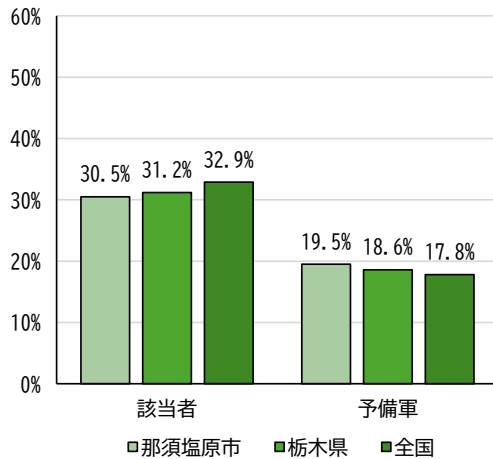


資料：人口動態保健所・市区町村別統計（平成30年～令和4年）（厚生労働省）

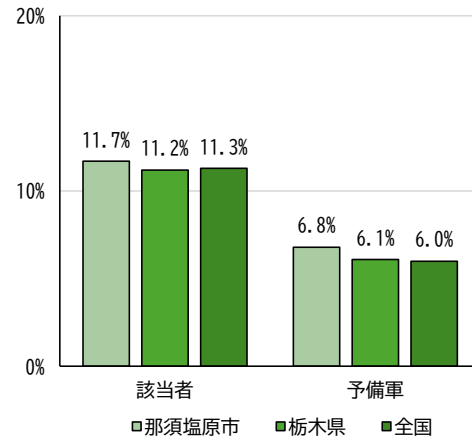
(3) メタボリックシンドロームの状況

メタボリックシンドロームの状況を国・県と比較すると、男性は、該当者の割合は低くなっている一方で、予備軍の割合は高くなっています。女性は、該当者の割合、予備軍の割合ともに国・県より高くなっています。

■男性



■女性



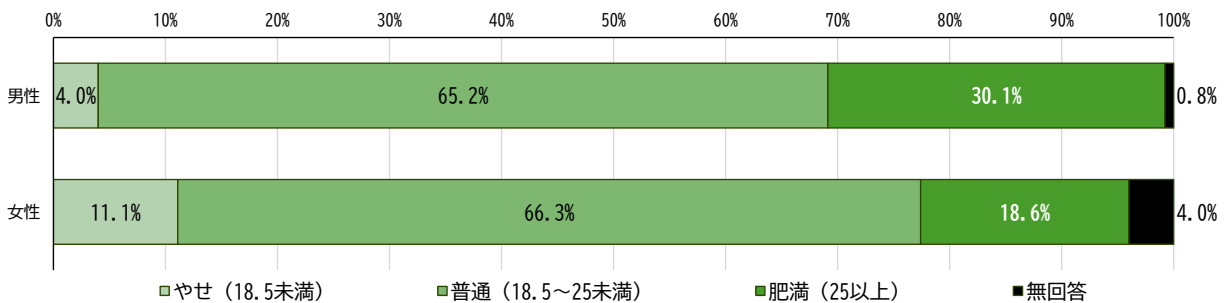
資料：市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書（国民健康保険中央会）（令和4年度）

(4) BMIによる肥満度の状況（20歳以上）

BMIとは、「体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）」で計算される肥満度を見る一つの指標です。

本市では、「肥満（25以上）」の割合が、男性は30.1%に対し、女性は18.6%となっており、女性より男性の方が高くなっています。

■BMIによる肥満度の状況



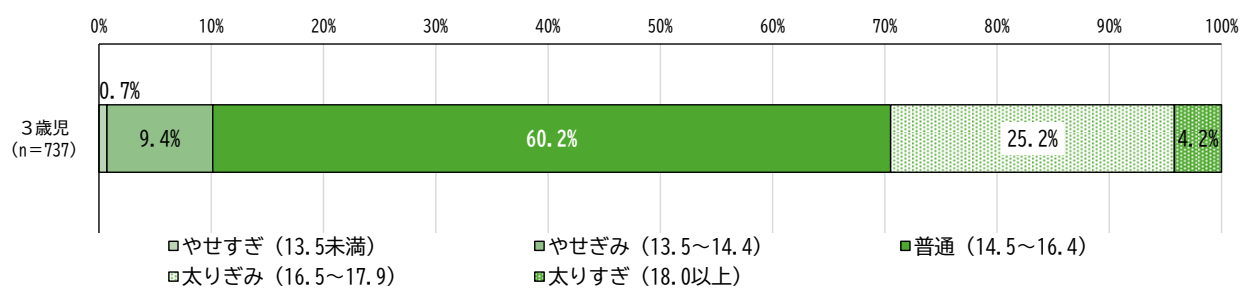
資料：令和3年度那須塩原市生活習慣アンケート調査報告書（令和3年9月）

(5) カウプ指数による乳幼児の肥満度の状況（3歳児）

カウプ指数とは、「体重（kg）÷（身長（m）×身長（m））」で計算される乳幼児の肥満の程度を表す指数です。

本市では、「普通」の割合が60.2%で最も多く、「太りすぎ」の割合が25.2%、「やせぎみ」の割合が9.4%となっています。

■カウプ指数による乳幼児の肥満度の状況



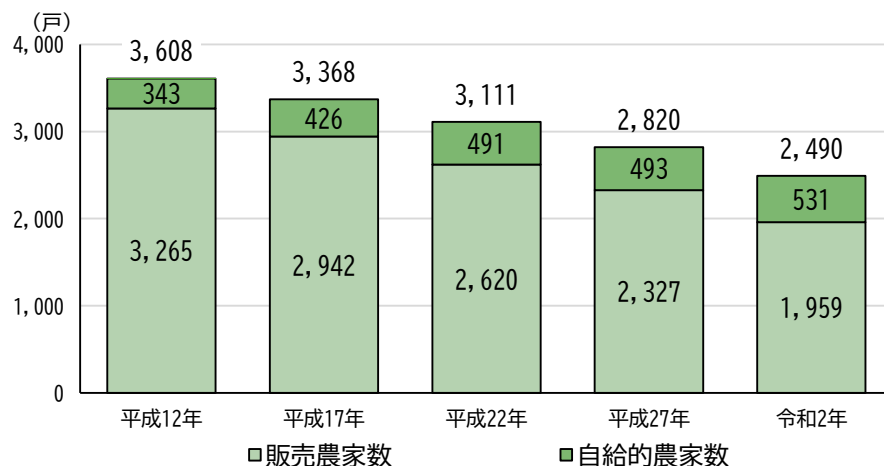
資料：3歳児健診結果（令和5年度）

4 農業、農産物、食を巡る状況

(1) 農家数

本市の農家数は、販売農家が平成12年から令和2年にかけて1,306戸減少している一方で、自給的農家は188戸増加しています。

■本市の農家数

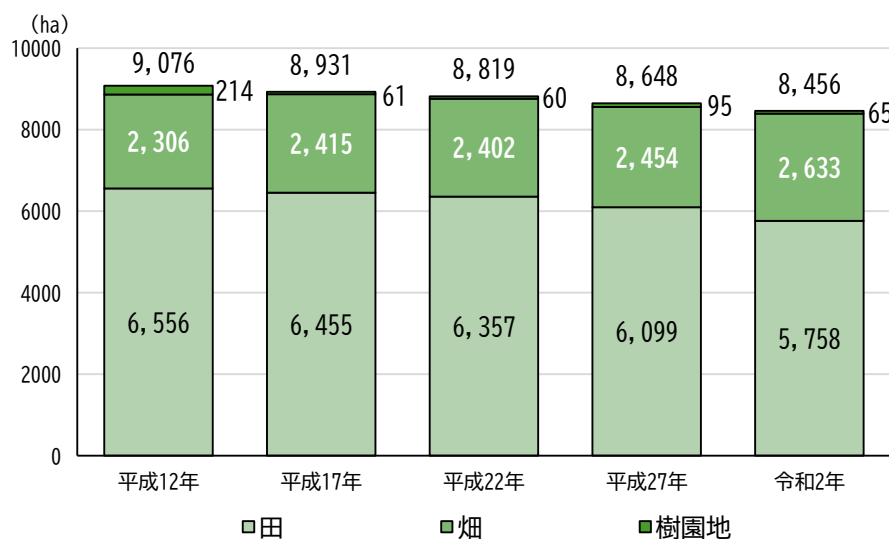


資料：農林業センサス

(2) 経営耕地面積

本市の経営耕地面積は、全体で平成12年から令和2年にかけて620ha減少しています。特に、田の面積、樹園地の面積が減少しています。

■本市の経営耕地面積



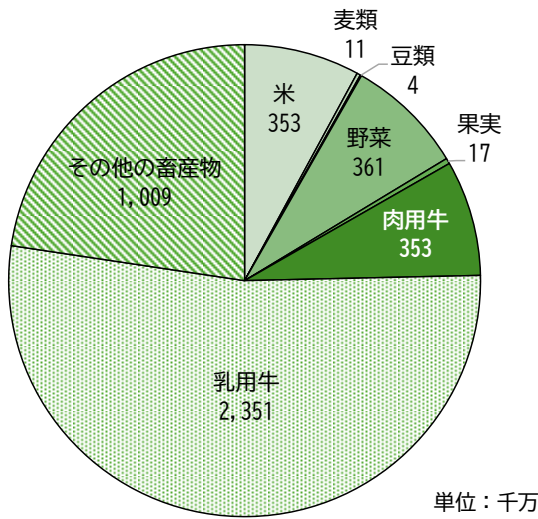
資料：農林業センサス

(3) 農業産出額

本市の農業産出額は、455.5 億円で、県内第1 位、全国第 12 位を誇っています。

特に、乳用牛の産出額（生乳や子牛等の販売額）は、235.1 億円で市全体の 51.6%を占めており、全国第2 位となっています。

■本市の農業産出額



単位：千万

資料：令和4 年市町村別農業算出額（農林水産省）

(4) 特産品

本市の特産品は、農業が盛んな那須地区管内で、水稻や牛乳など次に掲げる農畜産物の生産量が多い地域となっています。

水稻



牛乳



牛肉



大根



ほうれん草



なす



かぶ



ねぎ



(5) 農産物直売所

直売所は、生産者の顔が身近に見え、消費者にとって安心して利用できる「お店」であり、地産地消を推進する上で重要な役割を果たしています。市内には 15 か所の農産物直売所が設置され、農業者の販路の一つとなっています。

No.	地区	直売所名	店舗所在地
1	黒磯	那須の駅直売所	鍋掛 1475-357
2		鳥野目産直所	鳥野目 391-1
3		那珂川産直所	黒磯 362
4		なすのマルシェ	下厚崎 200-4-3
5		道の駅明治の森・黒磯明治の森マーケット	青木 27
6		高林産直会	木綿畑 452-1
7		ロコスタイルマート	塩野崎 184-7 那須ガーデンアウトレット内
8		新菜農産物直売所	鍋掛 1091
9		みどりの森直売所	東原 4-12
10	西那須野	そすいの郷直売センター	三区町 657-26
11		東遅沢ふれあい即売所	東遅沢 65
12		ベリー農場 Marche'	一区町 257
13	塩原	アグリパル塩原農産物直売所	関谷 442
14		たかはら森林組合森林の駅直売所	関谷 1425-60
15		塩原もの語り館農産物直売所	塩原 747 塩原もの語り館

資料：那須地方の農業（2024 年 4 月）

(6) 農村レストラン

農業者と連携・協力しながら新鮮な農産物を生かした料理を提供する農村レストランが、市内に 6 か所あります。

No.	農村レストラン名	店舗所在地	自慢の品名
1	農村レストランファーム高林坊	木綿畑 451-1	高林そば、うどん
2	道の駅明治の森・黒磯明治の森ダイニング	青木 27	ハンバーグ、カレーライス
3	農村レストラン「そすい庵」	三区町 656-2	手打ちそば、うどん、野菜のてんぷら
4	アグリパル塩原 農村レストラン「関の里」	関谷 442	関の里セット、きのこめし、手打ちそば・うどん
5	アグリパル塩原 あぐりのかふえ	関谷 442	ジェラート、菓子
6	関谷もみじの郷	関谷 448-1	そば、天ぷら

第1章

第2章

第3章

第4章

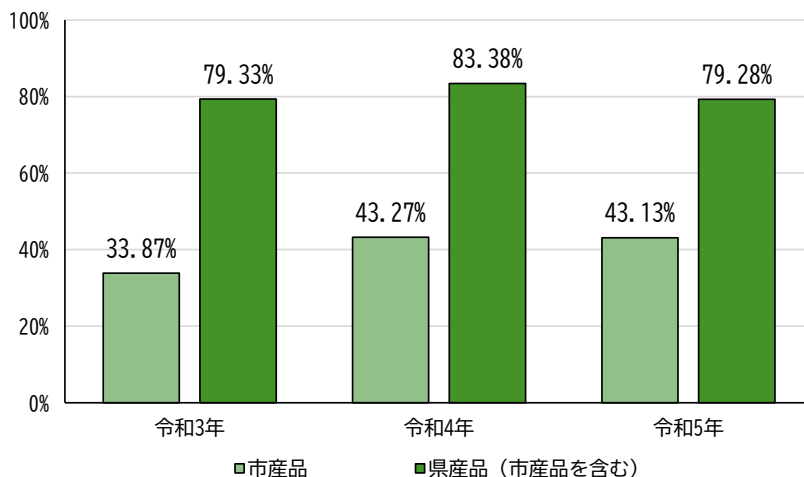
第5章

資料編

（7）学校給食における地場産食材の使用状況

学校給食における地場産食材の使用状況（金額ベース）を見ると、令和5年には市産品が 43.13%、県産品（市産品を含む）が 79.28%となっています。

■学校給食における地場産食材の使用割合



資料：那須塩原市教育総務課

（8）とちぎの地産地消推進店

一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会が、年間を通じて県産農産物を利用した料理を提供するお店や県産農産物販売コーナーを常設しているお店など地産地消に取り組んでいる店舗を「とちぎの地産地消推進店」として認定しており、市内には、とちぎの地産地消推進店が 16 店舗（令和6年10月現在）あります。

（9）市産農産物取扱店

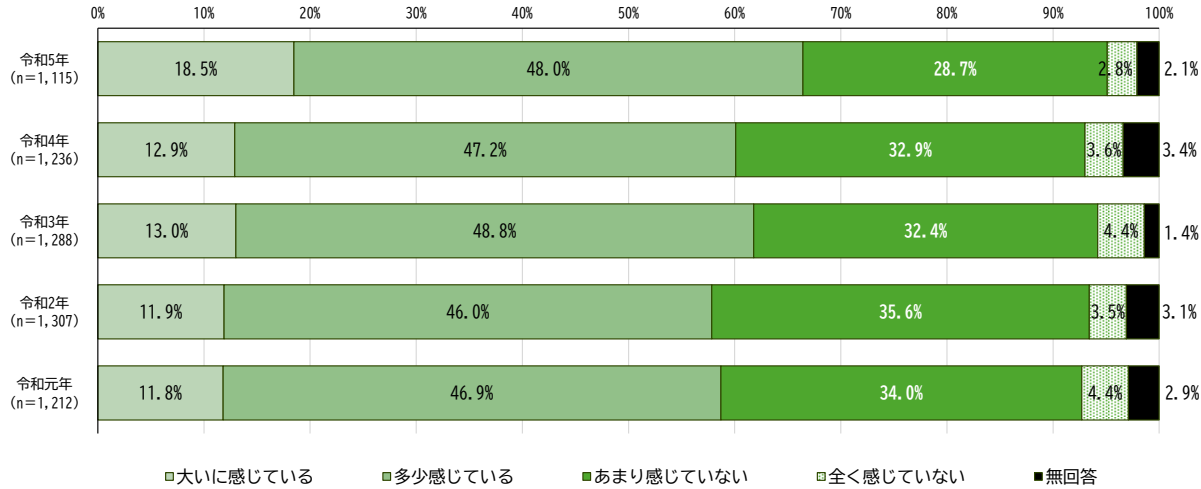
本市には、市で把握している農産物直売所やとちぎの地産地消推進店以外にも、農業者自らが営む小規模な農産物直売所やインショップ型の農産物直売所、市産農産物のおいしさを売りにする飲食店などがあり、市産農産物を取り扱う店舗が広がりを見せています。

(10) 食品の安全性に対する意識

食品の安全性に対する不安について、「大いに感じている」、「多少感じている」と回答した県民の割合が 66.5%になっていることから、多くの県民が食品の安全性に何らかの不安を感じていると考えられます。

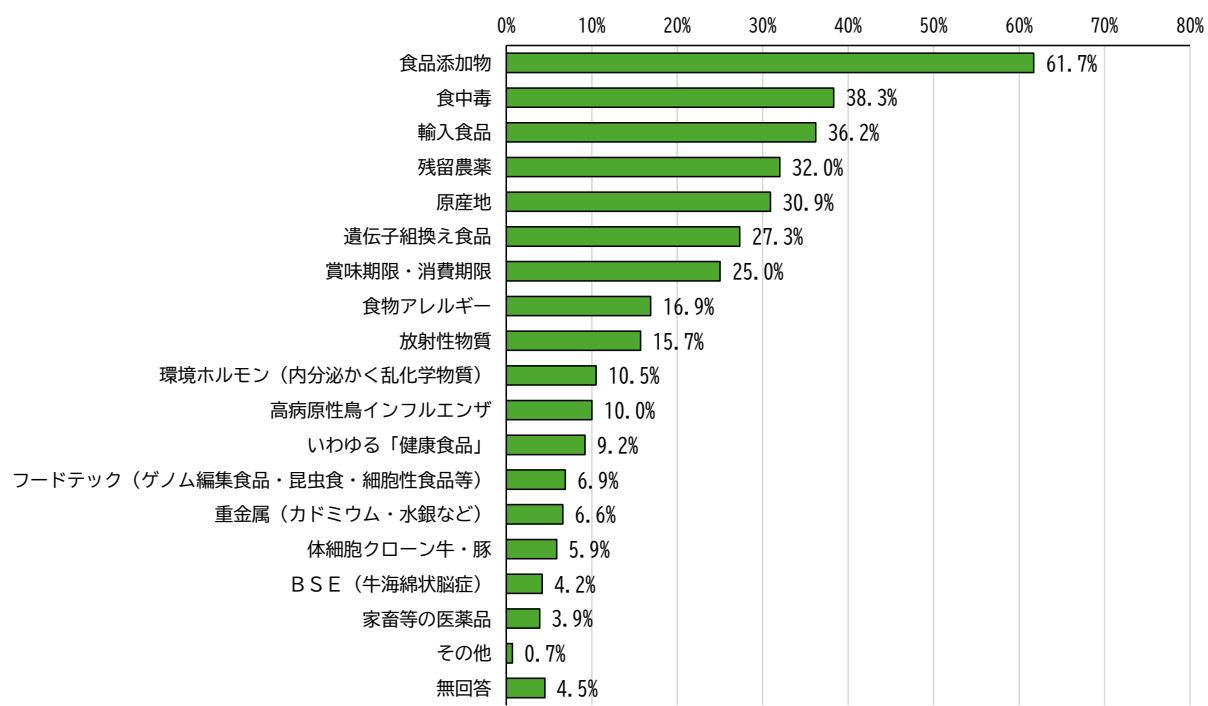
また、不安に思う項目は、「食品添加物」が最も高く、次いで「食中毒」、「輸入食品」、「残留農薬」の順になっています。

■食の安全性に不安を感じている県民の割合



資料：栃木県政世論調査

■食品の安全性について不安に思うもの



資料：栃木県政世論調査（令和5年度）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

5 関係団体ヒアリング調査結果概要

計画策定にあたり、農業関係者やその関係団体から意見をいただきました。その主な内容は、以下のとおりです。

(1) 実施概要

対象団体：10団体

実施期間：令和6年6月24日（月）から令和6年7月12日（金）

調査方法：調査票を各団体に郵送配布、郵送回収し、意見の聴取を行い関係団体ヒアリング調査結果としました。

(2) 結果概要

①活動の中で市民の食育・地産地消の関心向上につながったと思う内容について

- 毎年作成している食に関する指導の媒体で、対象校の児童・生徒・職員への食に対する関心を持つ機会が作れた。
- 各学校で行われている「SDGs教育」の推進。
- 消費生活と環境展において、エシカル消費について啓発、講演を開催したこと。
- 各地域の一部の自治会や生きがいサロンに参加することで、食生活改善推進員の活動に興味を持ち、つながりができた。公民館まつりに参加し、市民と接し、食改活動・食育を広めることができた。
- 農場飼育の牛肉販売、学校生産牛乳および乳製品販売、みそ・ジャム等加工品販売。農場生産品の販売(米・野菜・果物等)・農業体験活動。大豆栽培および加工・販売活動。保育園訪問時の食育活動。
- 食農教育に関する授業への協力。
- おにぎり・バターづくり体験学習を実施する際、成長期の身体に必要な栄養素や朝ごはんの必要性など、食育に関する講話やレクリエーションを行っている。
- 保育園では保護者の方に、毎日の給食のサンプルを見て頂けるようにしている。子どもたちの嗜好や、食材の切り方や盛りつけ方、食べられる量など、家庭での食事の参考にさせていただいている。

②食育や地産地消推進の活動を進めるうえでの課題や問題点について

- 食育：調理場だと学校・家庭との連携が難しい。
地産地消：費用面では外国産の方が安い場合がある。県産食材は多いが市産は少ないことと、調理場で使う量が揃わない。また、調査期間（6月、11月）に作っていないことがある。地産地消はお金がかかる。物価高騰で給食費が厳しいため、困っている。
- 景気の影響や物価の高騰もあり、食育や地産地消よりも価格の安いものを求める傾向が強い。
- 栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加（家庭環境によるもの）。「食」に関する安全上の問題。生活様式の変化に伴う「伝統ある食文化」の喪失。
- エシカル消費は、生活に余裕がある人でないとそこに意識を向けさせるのはなかなか難しく、子どものうちに教育活動として落とし込むことが重要ではないか。
- 地域によって、年代によって食に関する関心度が違う。食事面、地産地消の考え方が違う。土地の物、季節の物を食べるのが良いと思うが難しい。キャベツの葉、大根の葉、レタス外側の葉等を捨てて購入している人が多い。
- 仕事が多岐にわたる上、多忙なため、集中しては取り組めない。食育・地産地消推進活動について、それぞれがイメージするものは多様であること。
- 学校給食へ青果物を供給させていただいているが、納品（運送）の人員不足が否めない状況にある。運送業界の2024年度問題により、各学校や学校給食共同調理場への配送自体が難しい現状にある。
- 県などで様々な研修が開催されているが、土日が多い点。平日でないと参加できない会員が多いため、平日にも研修を開催してほしい。
- 市民に対し、イベントなどを通して情報（地場産の食材の紹介や地場産の食材を使った料理、レシピの紹介など）の提供ができると、食への関心が高まるのではないかと思う。

③食育や地産地消推進に関する情報の入手先について

- 各種研修会。同業者間の情報交換。
- 各学校給食共同調理場による食に関する指導から。各学校給食共同調理場のホームページや毎月の給食献立一覧から。
- 食生活改善推進員の活動の中から、情報を得ている。
- 各種研修の機会、関係諸機関からの情報、インターネット等の情報など。
- 関係機関との会議等。
- 会員同士の情報交換、県の研修会に参加するなど。
- 食育に関しては、専門書、組織の会議や研修など。地産地消推進に関しては、市からのお知らせ（ポスター）など。
- 行政（国・県・市）からの情報提供。（同様3件）

④食育、地産地消に関して困ったことがあった場合の相談先について

- 市の給食係。
- 保健センター。
- 職員間および学校間市役所・保育園等公的機関。
- 各行政機関や関係部署。
- 団体の会議などで相談することが多い。

⑤今現在連携している関係機関と、今後連携したい関係機関について

【今現在連携している機関】

- ＪＡ、地元酪農家。
- 学校給食共同調理場、各種食品関係の民間企業。
- 市、黒磯地区婦人会、那須塩原市生活学校、とちぎコープ、よつば生活協同組合
- 保健センター、公民館（一部）、自治会（一部）
- 農業科は、那須塩原市、各教育機関、民間企業等。食物文化科は、那須塩原市、民間企業、市内菓子店、市内弁当店他。
- 国・県・市などの行政機関、商工団体等。（同様１件）

【連携している内容】

- 学校への生産者訪問、酪農家へのインタビュー。
- 児童生徒に対する「食に関する指導」。
- 食生活を改善し、健康づくりにつなげて広める。
- 農業科は、那須塩原市（キスミル等）。企業等（牛乳乳製品関係・大豆関係・和牛肉関係・ＪＡ）。食物文化科は、那須塩原市（企画部：姉妹都市関係レシピ開発・食文化指導保育園・小学校）、民間企業（レシピ開発に関する料理指導等）、市内菓子店、弁当店（共同開発および製造）。
- 各種情報交換。共催事業等。（同様２件）

【今後連携したい機関】

- 市内で消費生活関連の活動をしている団体。
- 那須塩原市農務畜産課、社会福祉協議会。
- 食育推進会議に参加されている組織の方々。

【連携したい理由】

- 全国的に消費者団体は構成員の高齢化などの理由で解散し数が減少しており、団体の会員数も減っているため。
- 市民の食生活改善、健康への関心を一緒に広めるため。

⑥市民の食育・地産地消推進に効果的だと思われる取組について

- 地産地消フェア、既存の祭りなど、体験型の催し物の開催。
- 学校教育における一層の食育の推進と家庭との連携・協力。
- 地産品（ねぎ、カブ、大根）を収穫から料理して食べるまでやってみる。飲食店、旅館などで地産品を美味しく食べる。
- 学校給食での地域食材使用およびそのアピール（給食時・保護者会時等）。ふれあい祭りや産業文化祭等多くの市民が集まる場での試食食材の配布等。完成度の高いPR動画作成。
- 授業のカリキュラムに取り入れるなど、体験をすることで食に理解を醸成する等の体制を構築すべき。
- 老若男女が一同に集まるイベントの開催等。産業文化祭などのイベントで手作りのお菓子や料理をふるまい、食育・地産地消の知識を広める。
- 食に関係している施設に、地場産の食の情報を提供し、生産者から直接購入できるようなシステムを作る。また、地場産の食材や料理などを紹介するイベントの開催。
- 那須塩原ブランドの活用。各種祭り、イベント等のブース出展によるPR。（同様1件）

⑦市全体で、食育・地産地消に関して不足していると感じるサービスや支援について**【不足していると感じるサービス・支援】**

- 食育・地産地消に触れる場。
- 市内のスーパー等で地産地消コーナーを作る。
- 市の広報等での情報周知。
- 地場産の食材の紹介や、生産者と繋がれるような場。

【足りていない理由】

- 子どもには学校があるが、大人へアプローチが少ないため、様々な情報発信でPRを増やす。
- より多くのスーパー等で地産地消コーナーを作ってもらえたら良いと思う。生産者の顔はもとより、どんな気持ちで作っているかなど消費者にアピールでき、商品の背景なども知ることができる。

⑧市の食育・地産地消施策に対する意見や提案、要望等について

- 給食に使える市内産の食材を増やしてほしい。
- 地域というカテゴリーで食、温泉、山、アートなどを絡めて相乗的に市のブランドイメージを作っていけたら良いと思う。
- 農家を継ぐ若者が少なくなっていると感じるため、行政と共に行動し支援して、農業を広められたら良いと思う。田畑、を維持できるよう支援し、地産を高めれば、地消にもつながる。酪農も同様。変形、不揃いだったりしても、味は良いので安く売ってくれば購入しやすいし、食品ロスも防げる。不良品でも、品質には変わらないと思うので、消費者に知らせることが必要。
- 牛乳の消費量をさらに増やすために、市や地域の仲間とともに牛乳の活用方法について勉強し広めていきたい。そのためにも市の協力をお願いしたい。
- 形が不揃いでも、新鮮で栄養価が高く、季節感が感じられ安価な食材が調達できるよう、地元の生産者と消費者を結びつけるような仕組みができれば良いと期待している。

6 「第1期那須塩原市食育・地産地消推進計画」事業評価

(1) 評価方法

評価に当たっては、各事業の担当課が自己評価を行った結果を基に、「食育・地産地消推進庁内検討会議」で、基本施策ごとの達成度についての委員評価を行いました。その後、「那須塩原市食育推進会議」に諮り、総合評価を決定しました。

【評価基準（達成度）】

A：達成できた B：おおむね達成できた C：達成できなかった D：実施していない

(2) 評価結果

基本目標1 自然や食に感謝する心を醸成します

基本 施策	自己評価				委員評価				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
1	31	14	2	0	6	6	0	0	A	A
2	26	2	0	0	11	1	0	0	A	
3	9	1	0	0	9	3	0	0	A	
4	2	2	0	0	4	7	1	0	B	

基本目標2 食を通じた健康づくりを推進します

基本 施策	自己評価				委員評価				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
1	12	2	2	1	7	5	0	0	A	A
2	10	4	0	0	7	5	0	0	A	

基本目標3 自慢の農産物を生かした地産地消を推進します

基本 施策	自己評価				委員評価				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
1	4	7	0	0	1	11	0	0	B	B
2	2	0	0	0	9	3	0	0	A	
3	5	1	0	0	10	2	0	0	A	

基本目標4 安心・安全な食の確保と食に関する環境づくりを推進します

基本 施策	自己評価				委員評価				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
1	1	2	0	0	3	9	0	0	B	B
2	2	0	0	0	9	3	0	0	A	

7 食育・地産地消の課題

本市は、令和元年 12 月に策定した「那須塩原市食育・地産地消推進計画」に基づいて、食育・地産地消に関する施策を計画的に推進してきました。これまでの成果や本市の現状、団体ヒアリングの結果等も踏まえ、次のとおり課題を整理します。

(1) 「食」の大切さ、文化の継承

少子高齢化、ライフスタイルや家庭を取り巻く状況の変化に伴い、家族や仲間で共に食事をする「共食」の機会が減り、これまで家庭や地域で伝えられていた食事の大切さ、楽しさ、マナー、食文化等が次世代に伝わりにくくなっています。

このため、家庭、学校、地域の関係者が互いに連携し、様々な体験を通して「食」の大切さ、楽しさ、文化を伝え、豊かな心を育む必要があります。

(2) 栄養バランスの取れた食生活の推進

朝食の欠食や偏った食事など食生活の乱れを改善し生活習慣病を予防するために、乳幼児から高齢者まで各ライフステージに応じた栄養バランスのとれた食生活を推進する必要があります。

(3) 食の安全・安心、信頼の確保

食のグローバル化や、近年の食の安全・安心を脅かす事件・事故が発生する中、原材料管理や食品添加物、食中毒など食の安全性に関する関心が高まっており、食に関する正しい知識の普及、啓発をしていくとともに、食の「安心」を得るための不安の解消や、信頼を確保する必要があります。

(4) 地産地消による郷土愛の醸成

地域の伝統的な食文化の継承や農業に対する理解を深めるためには、地域内の安全で鮮度の高い農産物を地域で消費する機会を通して、郷土愛の醸成を図ることが重要であることから、地産地消を推進する必要があります。

(5) 市全体での食育・地産地消の推進

食育・地産地消の推進に当たっては、市民をはじめ、健康・福祉・教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等と行政機関が連携、協力を図りつつ、市民一人一人が食育・地産地消の意義や必要性を理解した上で、市全体で取組を進めることが重要になります。市全体が一丸となって食育・地産地消の推進する必要があります。

第 3 章 計画の基本方針

1 食育・地産地消の基本理念

美しい自然に囲まれた本市は、先人の不屈の開拓精神とたゆまぬ努力により、豊かな大地を手に入れました。私たちは、今、その恵みを享受し生活していますが、時代の流れとともにこの大切さを忘れ、当たり前のものでして受け止めています。私たちが健康で心豊かに暮らし続けていくためには、命の源である食の大切さを再認識するとともに、持続可能な農業を展開し、食を育む美しい自然と豊かな大地を守り、次代に引き継いでいかなければなりません。

食育・地産地消とは、地域に根差した食を通して、私たちを取り巻く様々な事象に目を向け人間形成を図ることであり、この取組が、活力ある社会の実現につながるものと確信しています。

また、地産地消を進めることで、地域で資源が循環し地域が活性化するとともに、環境への負荷を減らすことができ、美しい自然と豊かな大地を守ることにもつながります。

これらのことを踏まえ、本計画では基本理念を次のとおり設定し、市民への親しみやすさの観点からスローガンを設定します。

【 スローガン 】

みんなの“いただきます”で元気な那須塩原づくり
～地域の恵みで元気な心と体～

【 基本理念 】

市民が食を通して健康と豊かな人間性を育むとともに、持続可能な農業を展開し、美しい自然と豊かな大地を次代に引き継ぎ、将来にわたって活力ある社会の実現を目指します。

2 食育・地産地消の基本目標

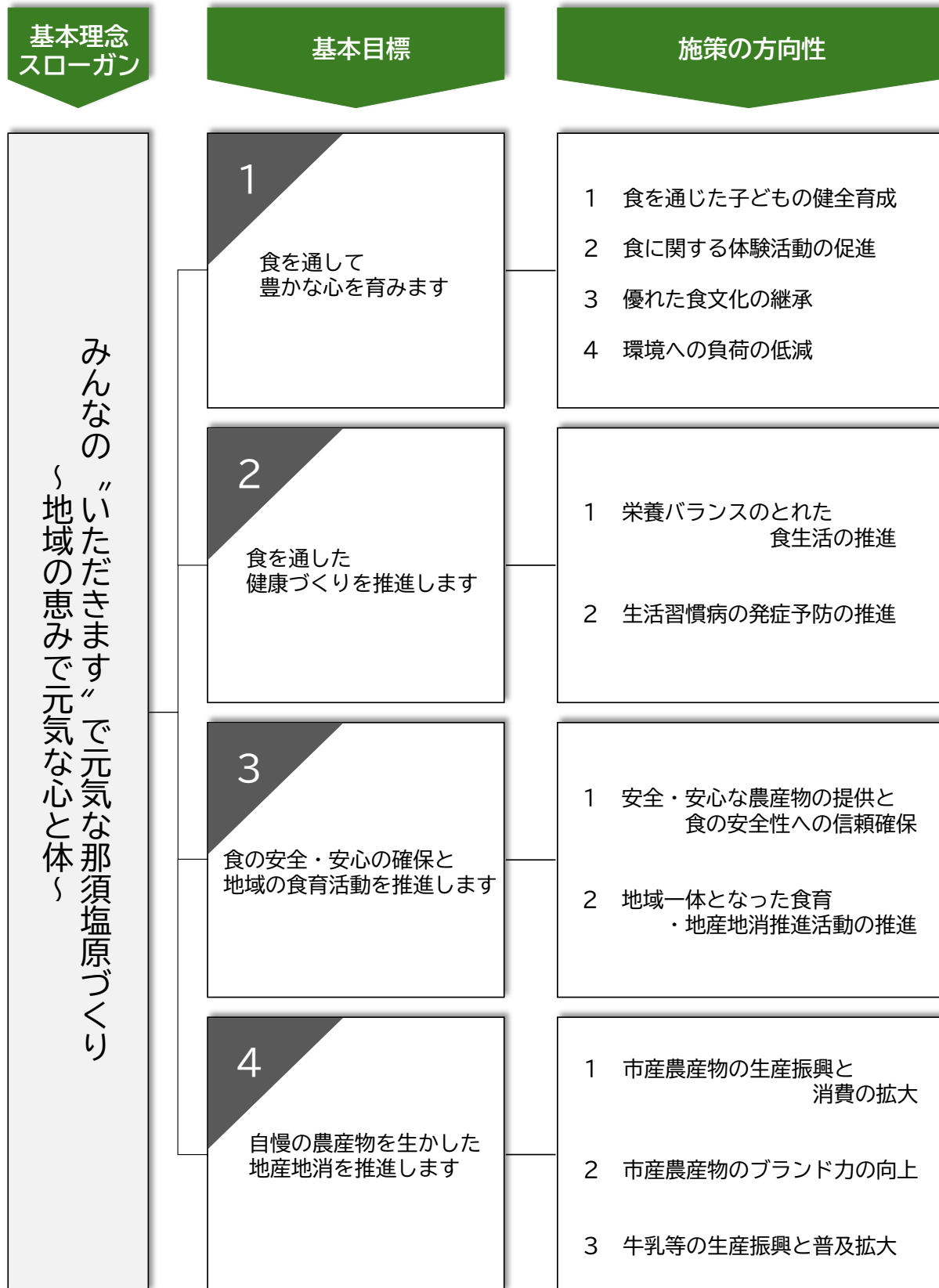
基本理念の実現に向けて、次の4つを基本目標に設定します。

基本目標 1	食を通して豊かな心を育みます
基本目標 2	食を通じた健康づくりを推進します
基本目標 3	食の安全・安心の確保と地域の食育活動を推進します
基本目標 4	自慢の農産物を生かした地産地消を推進します

3 食育・地産地消施策の体系

4つの基本目標に沿って施策の方向性を定め、食育・地産地消の取組を展開します。

なお、取組の実施に当たっては、市総合計画の重点推進テーマである「デジタル技術の活用」、
「環境への配慮」の視点を取り入れた方策を検討することとします。



第 4 章 食育・地産地消施策の展開

基本目標 1 食を通して豊かな心を育みます



1. 食を通じた子どもの健全育成

【 目指す方向 】

家庭、保育園、学校等において、家族や友達と共に食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」を推進し、子どもたちが、食べる楽しみを実感しながら、食に関する興味・関心の向上や食事マナーを習得できるよう取組を進めます。

また、子どもたちが、食に関する正しい知識や食に感謝する心を身に付けられるよう、保育園、学校等において、栄養バランスのとれた給食を生きた教材として活用しながら、教育活動全体を通して食育の推進を図ります。

【 現状と課題 】

- ◆ 少子高齢化が進み、世帯構造や社会環境も変化する中で、単独世帯やひとり親世帯が増えており、家庭や個人の努力のみでは、健全な食生活の実践につなげていくことが困難になってきています。子どもや高齢者を含む全ての国民が健全で充実した食生活を実現できるよう、コミュニケーションや豊かな食体験にもつながる共食の機会の提供等を行う必要があります。
- ◆ 市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、生涯を通じた食育を推進することが重要です。このため、食に関する知識を深め、意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践すること、また、次世代に食に関する知識や取組を伝えつなげていくことが重要です。
- ◆ 本市の「朝食の摂取状況」をみると、「週6～7日」の摂取割合は、全体が 75.5%に対し、20歳代は 52.1%となっており、20歳代の欠食率が高い傾向にあります。
- ◆ 団体ヒアリングでは、学校給食における食育の推進や、市産品の食材使用を求める声もあり、学校給食を基盤として、子どもたちの健やかな心身の育成を図るために、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることが重要です。

【 具体的な取組 】

○ 共食の推進

家族や友達と楽しく食事をする共食について、普及啓発を図ります。

○ 保育園における食育の推進

栄養バランスのとれた給食の提供はもとより、食に関する興味・関心のきっかけづくりとして、各園で工夫を凝らしながら様々な食育活動を行います。

- ・農園での野菜づくり、果物狩り体験
- ・年中行事に合わせた給食の提供
- ・給食で使用する食材や調理の見学
- ・調理員及び栄養士等による食育活動

○ 小、中、義務教育学校における食育の推進

食の大切さや食事マナーなどを学ぶ機会として、学校農園での農作業体験に加え、各学校で工夫を凝らしながら様々な食育活動を行います。

- ・児童と保護者が一緒に給食を食べる「親子給食」
- ・栄養教諭等による食育、栄養指導
- ・学校農園で自らが栽培した農作物の収穫体験、調理体験
- ・生産者による学校給食訪問
- ・学校給食共同調理場や地元農家への社会科見学
- ・市内企業との連携による出前講座などの取組

○ 学校給食共同調理場等による食育の推進

栄養バランスのとれた学校給食の提供はもとより、学校給食での郷土料理、行事食の提供、社会科見学の受入、学校との連携による食育授業などに取り組みます。

【 主な指標 】

項目	基準（現状）				目標 （令和 11 年度）
	令和 6 年度	小学生 中学生	93.9% 92.7%	とちぎっ子 学習状況調査	小学生 100% 中学生 100%
毎日朝食を食べる児童生徒の割合					

2. 食に関する体験活動の促進

【 目指す方向 】

食の大切さに関する理解を深めるため、食料の生産から消費に至るまでの農業体験など様々な体験活動を促進します。

【 現状と課題 】

- ◆ 現代は「飽食」の時代といわれ、農産物が自然の恵みであることや毎日の食生活が多くの人々の活動によって支えられていることが実感しにくくなり、食に関する感謝の気持ちが希薄化している傾向があります。
- ◆ 市内の保育園や小、中、義務教育学校では、様々な工夫を凝らしながら、子どもたちに農に親しむ機会を提供しています。

【 具体的な取組 】

○ 市民農園（ふれあい農園）の設置

市内の未利用農地を有効活用し、市民農園を設置することで、市民が農に親しむ機会を創出するとともに、農作業の相談等を通して農地所有者等と市民農園利用者との交流を図ります。

○ 学校農園の開設支援

小、中、義務教育学校の児童生徒が、農作業の体験を通して農業に対する理解や食への感謝の心を育むことができるよう、学校農園の開設を支援します。

○ 農業体験交流イベントの実施

農村地域が持つ魅力を再認識してもらうきっかけとして、田園ウォーキングや親子参加型の農作物収穫体験などのイベントを実施します。

【 主な指標 】

項目	基準（現状）			目標 （令和 11 年度）
市民農園（ふれあい農園）の開設数	令和 5 年度	13 か所	那須塩原市 農業公社経営 状況報告書	13 か所
学校農園開設支援事業を活用する 小、中、義務教育学校数	令和 5 年度	20 校	学校農園開設 支援事業実績	27 校

3. 優れた食文化の継承

【 目指す方向 】

日本古来の食文化や地域の気候風土と結び付いた郷土料理の良さを再認識してもらい、家庭において日々の食生活に取り入れ、親から子、子から孫へ引き継がれるよう取組を進めます。

【 現状と課題 】

- ◆ 地場産物を生かした郷土料理やその食べ方、食事の際の作法等、優れた伝統的な食文化が十分に継承されず、その特色が失われつつあります。食育活動を通じて、食文化に関する国民の関心と理解を深めるなどにより、伝統的な食文化の保護・継承を推進していく必要があります。
- ◆ 伝統的な食文化と併せて、本市の誇りであり、日本遺産に認定された那須野が原の開拓の歴史についても市民の理解を深めることで、地域の重要性や自然との共生がいかに大切かを学び、持続可能な社会を築いていくことが重要です。

【 具体的な取組 】

- 給食での郷土料理や行事食の提供
食に関わる文化や歴史に関する学びの一環として、給食で郷土料理や行事食を提供します。
- 食育関連講座の開催
各公民館において、そば打ち教室、味噌づくり教室、親子料理教室など食育関連の講座を開催します。

【 主な指標 】

項目	基準（現状）			目標 （令和 11 年度）
農村生活研究グループ協議会の年間活動数	令和 5年度	12 事業	那須塩原市 農村生活研究 グループ協議会 令和5年度総会資料	20 事業

4. 環境への負荷の低減

【 目指す方向 】

農畜産物の生産の礎になる農地や里地里山の保全活動を支援するとともに、環境への負荷の低減を図るため循環型農業の取組を推進します。

また、食品ロスは、食品が無駄になってしまうばかりでなく、ロスとなった食品を処理するために、焼却処理などを行う必要があり、環境へ大きな負荷をかけることになります。豊かな自然を守っていくためにも、食品ロスの削減に向けて取組を推進します。

【 現状と課題 】

- ◆ 農業の担い手不足や都市化の進展などによる緑地の減少、手入れ不足による里山の荒廃などにより、本市の農地面積、森林面積は減少傾向にあります。
- ◆ 豊かな自然を守っていくためには、環境への配慮という視点を取り入れた農業のあり方が求められています。
- ◆ 本市の食品ロスの量は、市で実施したごみの成分調査などから独自に推計すると、約 4,885t とされ、市内の家庭から排出される可燃ごみ全体の約 22.55%に相当します。

【 具体的な取組 】

○ 環境保全型農業の推進

化学肥料・化学合成農薬の低減など自然環境の保全に資する農業に取り組む農業者の営農活動を支援します。

○ 資源循環型農業の推進

耕種農家と畜産農家のマッチングを図り、耕畜連携による資源循環型農業の推進を図ります。

○ 食品ロスの削減

市や事業者などの発生抑制のための取組を広く周知し、食品ロスの削減を推進します。

○ 環境企画展や自然観察会の開催

環境企画展や自然観察会を通して自然の大切さ・尊さを再認識してもらい、市民の環境保全意識の高揚を図ります。

【 主な指標 】

項目	基準（現状）			目標 （令和 11 年度）
	令和 5 年度	1,008.61ha	環境保全型農業 直接支払交付金 事務実績	1,235ha
環境保全型農業直接支払交付金事業 における取組面積				

基本目標2 食を通した健康づくりを推進します



1. 栄養バランスのとれた食生活の推進

【 目指す方向 】

市民が栄養バランスを示す指標に関心を持ち、理解を深め、ライフステージに応じて健康的な食生活を実践できるよう取組を推進します。

また、家族と一緒に食事を取りながら望ましい食習慣が身に付けられるよう、家庭における食育の重要性を普及啓発し、食による健康の土台づくりを進めます。

【 現状と課題 】

- ◆ ライフスタイルの多様化に伴い、食生活も豊かで便利になった一方で、利便性、簡便性が追求されるようになり、栄養バランスの偏りが問題視され、食習慣の乱れに起因する肥満、生活習慣病、過度のやせなど、食に関わる様々な健康問題が引き起こされています。
- ◆ 本市の「主食、主菜、副菜の3つをそろえた食事の状況」をみると、3割以上が「週3日以下」と回答しており、さらなる健康的な食事の普及啓発が必要です。
- ◆ 本市の「野菜を摂取しようとする意識」をみると、「食べている」と回答した割合は 28.6%となっている一方で、「食べるつもりはない」と回答した割合が 4.2%となっており、食生活の改善が求められます。
- ◆ 栄養バランスのとれた食生活の実践は、毎日のことであり、継続することで効果が発現されることから、ライフステージに応じた無理のない取組が必要です。

【 具体的な取組 】

○ 健康的な食事の普及啓発

主食・主菜・副菜を組み合わせた栄養バランスのとれた食事やその実践を通して不足しがちな野菜摂取量の増加を目指し、野菜を1日あと70g（国の目標値「毎日350g以上」と国民平均280gとの差）増やす方法の普及啓発を図ります。

○ 子育て世代の食育の推進

子育て世帯における食育の取組により子どもが健やかに成長できるよう、乳幼児健診（4か月、10か月、1歳6か月、2歳及び3歳）、育児相談及び母親学級の際に、保護者を対象に管理栄養士や保健師によるバランスのとれた食事や生活リズムについての指導を行います。特に、増え続ける小児肥満の予防を図るため、3歳児健診や育児相談の際に、対象児の食生活を見直すきっかけづくりとして、その保護者を対象に管理栄養士等による個別相談を行います。

○ 家庭における食育の推進

幅広い世代を対象にした健康相談会や食生活相談等を行い、ライフステージに応じた家庭での健康づくりを支援します。高齢者に対しては、住民主体の「通いの場」や生きがいサロンで、栄養や食生活に関する知識の普及を図ります。

【 主な指標 】

項目	基準（現状）			目標 （令和11年度）
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合	令和3年度	38.1%	生活習慣アンケート調査等結果報告書	40.0%以上
毎日野菜をたっぷり（1日小鉢5皿、350g程度）食べる人の割合	令和3年度	28.6%	生活習慣アンケート調査等結果報告書	32.0%以上
肥満傾向（カウプ指数18.0以上）にある乳幼児の割合（3歳児）	令和5年度	4.2%	3歳児健診結果	4.0%以下

2. 生活習慣病の発症予防の推進

【 目指す方向 】

食生活による生活習慣病の予防について、普及啓発や指導を行い、市民の意識の向上を図ります。

また、市民の健康寿命の延伸を実現するため、がん（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患など生活習慣病の発症予防に重点を置いた対策を推進するとともに、重症化の予防に取り組みます。

【 現状と課題 】

- ◆ 本市の「健康寿命の状況」をみると、男女ともに県の健康寿命を僅かですが上回っています。
- ◆ 本市の「減塩の取組状況」を見ると、若い世代での取組が低い状況にあるため、更なる取組が求められます。
- ◆ 本市の「メタボリックシンドロームの状況」を見ると、全国に比べてメタボリックシンドローム予備群が多くなっています。

【 具体的な取組 】

- 生活習慣病予防の普及啓発
様々な機会を通して、減塩等の食を通じた生活習慣病予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- 各種検診の受診率の向上
各種検診の受診率向上のため、未受診者への受診勧奨等を行い、生活習慣病の発症予防や早期発見につなげます。

【 主な指標 】

項目	基準（現状）			目標 （令和 11 年度）
市民の健康寿命	令和 元年度	男性：80.12 歳 女性：83.91 歳	栃木県 策定値	現状値を上回る
減塩に積極的に取り組んでいる人の割合	令和 3 年度	18.3%	生活習慣アンケート 調査等結果報告書	25.0%以上

基本目標3 食の安全・安心の確保と地域の食育活動を推進します



1. 安全・安心な農産物の提供と食の安全性への信頼確保

【 目指す方向 】

消費者が食品の安全性等に関する基礎的な知識（科学的知見に基づく情報、食中毒予防方法、食品表示の知識等）を習得できるよう努め、生産者や食品関連事業者が行う食品の安全性や信頼性確保に向けた取組である食品安全情報や産地情報等が、消費者に正しく伝わる取組を促進します。

また、安全・安心な農産物を消費者に提供できるよう、農薬の適正使用の普及・啓発と農業者のGAP（農業生産工程管理）の取組や有機農業の取組を推進します。

【 現状と課題 】

- ◆ 食中毒や異物混入事件、食品の産地偽装など、食品の信頼性を失わせる事案が発生し、食の安全性に対する関心が高まっています。県民の「食品の安全性に対する意識」をみると、66.5%の人が食品の安全性に不安を感じています。
- ◆ 外食や中食、調理済み食品などの利用の増大により、消費者には食を自ら判断し、食を選択する能力を身に付けてもらうよう、食品の基礎的な知識を普及推進する必要があります。
- ◆ 本市では、現在も農業者のGAPや有機農業の取組を推進し、安全・安心な農産物の生産に努めていますが、消費者のニーズに応えるためには、より一層の取組の拡大が必要です。
- ◆ 生産者や食品関連事業者においては、法令遵守の下、HACCP（ハサップ）やトレーサビリティに取り組むとともに、それらの情報を積極的に消費者に提供することが求められます。

【 具体的な取組 】

○ 消費者への適切な情報提供

食中毒予防や食品表示の知識など、食の安全に関する栃木県の取組について、ホームページやみるメールを活用し、消費者への適切な情報提供に努めます。

○ 生産者や食品関連事業者への適切な情報提供

生産者や食品関連事業者による食品関連情報の発信に対する支援、HACCP（ハサップ）やトレーサビリティ制度の普及促進などの栃木県の取組について、生産者や食品関連事業者への適切な情報提供に努めます。

○ 農薬の適正使用の普及・啓発

登録農薬の使用の徹底と適正な使用方法について、普及・啓発を図ります。

2. 地域一体となった食育・地産地消推進活動の推進

【 目指す方向 】

市民をはじめ、健康・福祉・教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等と行政機関がそれぞれの役割を生かしつつ、一体となって食育・地産地消の推進が図れる体制の構築を目指します。

【 現状と課題 】

- ◆ 本市では、食育・地産地消の認知度をさらに向上させていく必要があります。
- ◆ 団体ヒアリングでは、食育や地産地消推進に関する情報の入手先として行政からの情報提供との回答が多く、市からの積極的な情報発信が求められています。
- ◆ 本市の食育・地産地消を推進していくためには、本計画の認知度や、計画に対する市民等の理解を深めたうえで、それらを行動や実践に移してもらえるような仕組みが必要です。

【 具体的な取組 】

○ 食育・地産地消の意識の向上

「食育の日」、「とちぎ地産地消の日」等の機会をきっかけとして、市民の食育・地産地消に対する意識の向上を図ります。

- ・全国食育月間 6月
- ・全国食育の日 毎月19日
- ・とちぎ食育推進月間 10月
- ・とちぎ地産地消の日 毎月18日

○ 食生活改善推進員の養成と活動支援

地域の中心となって健康的な食生活普及活動を行う食生活改善推進員を養成するとともにその活動を支援します。

○ 農村生活研究グループ協議会の活動支援

食育・地産地消の牽引役として小学校や公民館での食育関連講座の講師としても活躍している、市内女性農業者で構成する農村生活研究グループ協議会の活動を支援します。

○ 食育推進会議の設置

本計画を着実に推進するため、学識経験者や健康・福祉・教育関係者、農林漁業者等で構成する「食育推進会議」を設置します。

基本目標4 自慢の農産物を生かした地産地消を推進します



1. 市産農産物の生産振興と消費の拡大

【 目指す方向 】

市産農産物の生産振興を図るため、担い手の確保や農業経営基盤の強化を支援し、本市の基幹産業の一つである農業を維持・発展させ、次代につなげていきます。

また、消費者が市産農産物を手軽に購入できるよう、取扱小売店の増加や農産物直売所の整備を推進するとともに、学校給食における市産農産物の利用の拡大を図ります。

【 現状と課題 】

- ◆ 本市の農業産出額は県内第1位、全国第12位を誇っていますが、一方でそれを支える農家数及び経営耕地面積は、いずれも減少傾向にあります。
- ◆ 本市の基幹産業の一つである農業を維持・発展させるためには、新たな担い手として農業者を育成・確保する必要がある、そのためにも市内における販路の確保や、新たな担い手の育成支援をすることが必要です。
- ◆ 本市の「学校給食における地場産食材の使用状況」をみると、市産農産物の使用割合(金額ベース)は40%以上となっています。

【 具体的な取組 】

○ 担い手の育成・確保

農業経営改善計画の実現に向けた指導・助言や農地の集積化による農業経営基盤の強化を進め、担い手の育成・確保を図ります。

○ 農産物の生産振興

国、県等の各種事業の活用に加え、新規就農者や担い手を対象に農業用機械や施設の導入を本市独自に支援し、農産物の生産振興を図ります。

○ 農産物の消費拡大

那須野農業協同組合等との連携による学校給食への市産農産物の利用拡大、農産物直売所の利用促進などにより、市産農産物の消費拡大を推進します。

○ 学校給食における委託炊飯に係る米飯加工賃公費負担

学校給食における米飯加工賃（委託炊飯に係る加工手数料）を市が負担することにより、地場産物など多様な食材を多く活用し、副食（おかず）の充実を図ります。

○ 食材の資源循環

地元の新鮮な食材を購入し地元で消費する地産地消は、輸送時などの環境への負荷も軽減できます。また、消費しきれなかった食材などは、できる限り有効に活用することにより、地域内での資源循環にもつながります。

道の駅や農産物直売所等での地産地消にあわせたPRを行うことにより、食材の資源循環を推進します。

【 主な指標 】

項目	基準（現状）			目標 （令和 11 年度）
認定農業者数	令和 5 年度	611 人	那須塩原市 農業公社経営 状況報告書	700 人
年間の農業産出額	令和 4 年度	456 億円	市町村別 農業算出額	478 億円
学校給食における市産農産物の 使用割合（金額ベース）	令和 5 年度	43.13%	栃木県の学校給食関 係諸調査	維持・向上
農産物直売所の販売額	令和 5 年度	11.8 億円	農産物直売所 設置状況調査	15 億円

2. 市産農産物のブランド力の向上

【 目指す方向 】

市産農産物の魅力を市内外に発信し、消費者の認知度を高めることでブランド力を強化し、消費拡大につなげます。

【 現状と課題 】

- ◆ 本市は、生乳をはじめ全国有数の農業が盛んな地域となっており、生乳などの新鮮な農産物を生かしたチーズなどの乳製品や加工食品が多数あります。
- ◆ 市産農産物の消費拡大を図るためには、市の強みを生かしてブランド力を強化するとともに、消費者の認知度を高めることが必要です。農観商工に携わる事業者や関係団体との産業間の連携がより重要になっています。

【 具体的な取組 】

○ 地域ブランドの普及・拡大

那須塩原ブランド認定品やＪＡなすのブランド品であるＢＢ９（ビューティフルブランドナイン）などを中心に、関係機関と連携を図りながら普及・拡大を図ります。

○ ＯＮＳＥＮ ガストロノミーツーリズムの展開

その土地ならではの食、自然、文化を楽しむ旅として人気を博すガストロノミーツーリズムに本市自慢の温泉を加え、農観商工の連携によるＯＮＳＥＮ ガストロノミーツーリズムの実施により、市産農産物の魅力の発信と消費拡大につなげます。

【 主な指標 】

項目	基準（現状）			目標 （令和 11 年度）
	令和 5 年度	34 品目	那須塩原 ブランド 認定実績	36 品目
那須塩原ブランド認定品数				

3. 牛乳等の生産振興と普及拡大

【 目指す方向 】

ミルクタウン戦略に基づく各種施策を着実に展開し、消費拡大や普及啓発を図ります。

【 現状と課題 】

- ◆ 本市の「乳製品の摂取状況」を見ると、年代別の比較において若い世代、特に 20 歳代の摂取状況が低くなっています。
- ◆ ミルクタウン戦略に基づき各種施策を着実に展開していく必要があります。

【 具体的な取組 】

- 牛乳や乳製品の生産振興
国、県等の各種事業の活用による農業用機械や施設の導入、6次産業化に対する支援に加え、優良雌牛の導入や家畜自衛防疫（予防接種）の助成など本市独自の支援を行い、牛乳や乳製品の生産振興を図ります。
- 牛乳や乳製品の普及拡大
小中学校を対象とした酪農に関する出前講座や牛乳の日（9月2日）などのイベント、市内高校、企業等での牛乳、乳製品の販路拡大など、牛乳や乳製品の普及拡大、「生乳生産額全国第2位のまち」のイメージアップを図るために各種事業を展開します。
- オリジナル乳製品の研究開発
地域資源を生かしたオリジナル乳製品の研究開発に取り組みます。

【 主な指標 】

項目	基準（現状）			目標 （令和 11 年度）
	令和 5 年度	188,118 t	生乳生産量調査	185,337 t
年間の生乳生産量				

第 5 章 計画の推進に当たって

1 計画等の推進体制

本計画の推進に当たっては、市民をはじめ、健康・福祉・教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等と行政機関がそれぞれの役割を生かしつつ、一体となって食育・地産地消の推進に取り組みます。

2 計画推進における役割

○市民の役割

市民は、「食」が自分の健康や生活に深く関わっていることを自覚し、家庭、保育園、学校、地域など社会のあらゆる分野において、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、自然の恵みや食に関わる人々への感謝の心を持ちつつ、食育・地産地消の推進に寄与するよう努めるものとします。特に家庭においては、子どもたちが食べる楽しさ、食に感謝する心、食事マナーなどを身に付ける上で基本の場であることから、家族団らんで食卓を囲むなど大人と子どもが共に食に関わることを日常生活の中で実践するよう努めるものとします。

○健康・福祉・教育関係者の役割

教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健に関する職務に従事する者や、それらの関係機関及び関係団体は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割を担うことから、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育・地産地消を推進するよう努めるとともに、行政等が取り組む食育・地産地消の推進に関する施策や活動に協力するよう努めるものとします。

○農林漁業者等の役割

農林漁業者及び農林漁業に関する団体は、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、市民の理解が深まるよう努めるとともに、行政及び健康・福祉・教育関係者と相互に連携して食育・地産地消の推進に関する活動を行うよう努めるものとします。

○食品関連事業者の役割

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体は、その事業活動を通して自主的かつ積極的に食育・地産地消の推進に自ら努めるとともに、行政等が取り組む食育・地産地消の推進に関する施策や活動に協力するよう努めるものとします。

○市の役割

市は、関係機関・団体と連携しながら、食育・地産地消に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民等が行う食育・地産地消推進のための取組を支援し、基本理念の実現を目指します。

3 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、学識経験者や健康・福祉・教育関係者、農林漁業者等で構成する「食育推進会議」を設置するとともに、庁内関係部署で構成する「食育・地産地消推進庁内検討会議」において、施策の連携や調整などを行いながら、事業を実施していきます。

また、毎年度、食育・地産地消推進庁内検討会議において、進捗状況の把握・評価を実施するとともに、食育推進会議に進捗状況を報告し、その意見を参考に必要に応じて本計画の見直しを行います。

資料編

1 那須塩原市食育推進条例

令和3年那須塩原市条例第2号

那須塩原市食育推進条例

「食」は、命の源であり、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである。食育基本法では、「食育」は生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけ、人が生涯にわたって健全な心身を培うための食習慣づくりが極めて大切であるとしている。

しかし、近年栄養の偏りや不規則な食事等に起因する生活習慣病の増加、食の安全に対する不安の高まり、食料の海外への依存、食料の生産、流通、消費及び廃棄の変化に伴う地域内経済環境の悪化と自然環境への影響、地域の食文化の衰退など様々な問題が生じている。

このような食をめぐる環境の変化の中で、私たち市民一人一人が様々な体験を通じて食に関する知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生活が実践できるよう、食育を推進していくことが重要である。

ここに本市は、食に関する基本理念を明らかにし、市民、行政、教育関係者等、食品関連事業者等、生産者等の協働により食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、食育に関する基本理念を定め、市の責務及び地域社会との協働の在り方等を明らかにするとともに、食育の推進に関する施策の基本的事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、市民の健全な心身を培い、豊かな人間性を育み、もって生涯健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)食育 様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てることをいう。
- (2)教育関係者等 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体をいう。
- (3)食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。
- (4)生産者 農業、畜産業又は水産業（以下「農業等」という。）を営む者その他の農産物等の生産に係る者をいう。
- (5)地産地消 地域で生産された農産物等をその地域で消費することをいう。

(基本理念)

第3条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実践することにより、市民の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として行われるものとする。

2 食育は、食生活は自然の恩恵及び食に係る人々の様々な活動に支えられていることについて、市民の感謝の思いや理解が深まるよう配慮して推進されるものとする。

- 3 食育は、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及び交換により、市民の食に関する知識と理解が深まり、健全な食生活が実践できるよう、国、県その他の関係機関と連携して推進されるものとする。
- 4 食育は、地域において伝えられる優れた食文化及び旬や地域の特性を生かした豊かな食生活を尊重し、これらが次の世代に継承されるよう配慮して推進されるものとする。
- 5 食育は、食料の生産者と消費者との交流を図ることにより、地域の農産物等への市民の理解が深められ、食料を生産し、消費する地産地消の活性化に資するよう推進されるものとする。
- 6 食育は、自然を大切に作る心が育まれるよう行われるとともに、食料の生産から消費に至る過程における環境への影響について、市民の意識を深め、環境に配慮した食生活を営むことにより、環境の保全に寄与するよう推進されるものとする。

- 7 食育は、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野において食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食に関する活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として推進されるものとする。
- 8 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育等を行う者にあつては、教育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう推進されるものとする。

（市の責務）

- 第4条 市は、前条に規定する食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。
- 2 市は、食育の推進に当たっては、地域の特性を生かすとともに、国及び他の地方公共団体と連携し、広域的な推進に努めるものとする。
 - 3 市は、市民、教育関係者等、食品関連事業者等及び生産者との協働により、食育の推進に取り組むよう努めるものとする。

（市民の役割）

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、食に関し、知識と理解を深め、適切な判断力を養うよう努めるものとする。
- 2 市民は、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野において、健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
 - 3 父母その他の保護者は、食生活の中で子どもたちが健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるように、必要な教育を行うよう努めるものとする。

（教育関係者等の役割）

- 第6条 教育関係者等は、基本理念にのっとり、教育等に関する分野において、積極的に食育の推進に努めるとともに、他の者が行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。
- 2 食物、栄養等に係る教育関係者等は、前項に規定する食育の推進に当たっては、専門的知識を生かし、主導的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 3 教育関係者等は、食育についてより深く探求し、広く地域の食育の普及と実践に主導的な役割を果たすよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の役割）

- 第7条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 食品関連事業者等は、安全性の高い食品の提供に努めるとともに、市民への食に関する幅広い情報提供を行うよう努めるものとする。
- 3 食品関連事業者等は、循環型社会の実現が図られるよう食品廃棄物の発生の抑制、再生利用その他の環境に配慮した食育の普及に努めるものとする。

（生産者の役割）

- 第8条 生産者は、基本理念にのっとり、農業等に関する様々な体験の機会の提供及び消費者との積極的な交流を図ることにより、自然の恵み及び農業等の重要性について市民の関心及び理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等及び食品関連事業者等と連携し、食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。
- 2 生産者は、安全性が確保され、安心して消費できる食料の生産及び提供に努めるものとする。

（食育推進計画）

- 第9条 市は、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する市町村食育推進計画（以下「推進計画」という。）を作成するものとする。
- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1)食育に関する基本方針
 - (2)食育の推進に関する目標
 - (3)食育の推進に関する施策
 - (4)前3号に掲げる事項のほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

（心身の健康に関する施策の推進）

- 第10条 市は、健全な食生活による心身の健康の維持及び増進を図るため、講座、情報提供等の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

（豊かな心を育む施策の推進）

- 第11条 市は、子どもの豊かな心を育むため、食に関する体験活動の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性等が確保されるための施策の推進）

- 第12条 市は、食品の安全性及び信頼性が確保されるとともに、市民が食に関する適切な判断力を養うことができるよう、食品に関する知識及び理解を深めるための市民への情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

（地産地消の推進）

第13条 市は、地域の食文化の継承及び農産物等の地産地消を推進するため、地域で生産された優れた農産物等の学校給食等における利用その他必要な施策を講ずるものとする。

（環境を未来に引き継ぐための取組の推進）

第14条 市は、自然を大切にすることが育まれ、環境に配慮した循環型社会の実現が図られるよう、食品廃棄物の発生抑制等による環境に配慮した食生活の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進活動の展開）

第15条 市は、市民、教育関係者等、食品関連事業者等、生産者その他食育に関する関係者（以下「食育関係者」という。）が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に密接な連携協力を図りながら展開されるようにするとともに、食育関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進会議）

第16条 法第33条第1項の規定により、那須塩原市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

（1）推進計画の策定及び実施に関する事項

（2）前号に掲げるもののほか、食育の推進のために市長が必要と認める事項

3 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

4 前3項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（年次報告）

第17条 市は、毎年度、食育の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（検討）

2 市は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年那須塩原市条例第44号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

2 那須塩原市食育推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那須塩原市食育推進条例（令和3年那須塩原市条例第2号。以下「条例」という。）第16条第4項の規定に基づき、那須塩原市食育推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 条例第16条第2項第2号に規定する市長が必要と認める事項は、地産地消の推進に関する事項とする。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げる機関及び団体に所属する者のうちから市長が委嘱する。

- (1)那須塩原市PTA連絡協議会
- (2)那須塩原市小中学校長会
- (3)那須塩原市教育振興会
- (4)那須拓陽高等学校
- (5)那須塩原市民間保育園園長会
- (6)那須塩原市食生活改善推進員協議会
- (7)那須塩原市消費生活推進連絡会
- (8)那須塩原市農村生活研究グループ協議会
- (9)那須野農業協同組合
- (10)那須塩原市商工会
- (11)那須農業振興事務所
- (12)県北健康福祉センター
- (13)宇都宮大学
- (14)その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後に最初に行われる推進会議の招集は、産業観光部長が行う。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、議事の審議に必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 推進会議の庶務は、産業観光部農務畜産課、保健福祉部健康増進課、子ども未来部保育課及び教育部教育総務課が担務し、産業観光部農務畜産課が統括して処理する。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

3 令和6年度那須塩原市食育推進会議委員名簿

NO.	区分	組織・団体の名称	役職等	氏名
1	農業関係者	那須野農業協同組合	園芸課長	薄 葉 亮 一
2	農業関係者	那須塩原市農村生活 研究グループ協議会	会長	竹 内 ヒ ロ
3	教育関係者	那須塩原市P T A連絡協議会	会長	島 田 直
4	教育関係者	那須塩原市小中学校長会	大山小学校長	依 藤 秀 之
5	教育関係者	那須塩原市教育振興会 栄養教諭部会	部長	白 土 星 夜
6	教育関係者	栃木県立那須拓陽高等学校	教諭 (食物文化科長)	横 山 洋 子
7	保育関係者	那須塩原市民間保育園園長会	東保育園長	大 谷 晴 恵
8	保健関係者	那須塩原市食生活改善 推進員協議会	会長	佐 藤 啓 子
9	消費生活関係者	那須塩原市消費生活推進連絡会	会長	薄 井 史 子
10	商工関係者	那須塩原市商工会	副会長	○ 印 南 雄 彦
11	行政関係	那須農業振興事務所 企画振興部企画振興課	部長補佐	薄 井 善 男
12	行政関係	県北健康福祉センター 地域保健部生活衛生課	部長補佐 兼生活衛生課長	東 城 加 居
13	学識経験者	宇都宮大学 農学部農業経済学科	教授	◎ 西 山 未 真

敬称略

◎：委員長 ○副委員長

4 策定経過

年 月 日	内 容・課 題
令和6年 7月 5日（金）	第1回庁内検討会議
令和6年 7月 24日（水）	第2回庁内検討会議（書面開催）
令和6年 8月 2日（金）	第1回食育推進会議 ・令和5年度食育・地産地消関連事業の事業評価について ・令和6年度食育・地産地消関連事業の実施計画について ・第2期那須塩原市食育・地産地消推進計画の策定について
令和6年 9月 25日（水）	第3回庁内検討会議 ・第2期那須塩原市食育推進・地産地消計画（素案）について
令和6年 10月 3日（木）	第2回食育推進会議 ・第2期那須塩原市食育・地産地消推進計画（素案）について ・スローガンについて
令和6年 11月 27日（水）	庁議
令和6年 12月 19日（木）	常任委員会
令和6年 12月 20日（金） ～令和 7年1月 22日（水）	パブリック・コメントの実施

5 用語集

【 あ行 】

生きがいサロン

地域にお住まいの住民が気軽に集える場所をつくることを通じて、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」をするための活動のこと。

インショップ

ショッピングセンターなどの大型店の売場に、比較的小規模の独立した店舗形態の売場を設置すること。

エシカル消費

消費者それぞれが社会的な課題に気づき、その課題を解決するために自分でできることを考え、消費活動を行うこと。

SDGs（持続可能な開発目標）

「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年に9月25日に国連サミットで採択された、令和12年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。

ONSEN ガストロノミーツーリズム

温泉と食をウォーキングで、歩いた目線で地域の食や景観、自然そのものを体感していく、そういった運動を推進していくことを目的とした活動。

【 か行 】

カウプ指数

乳幼児の肥満度を表す指標。体重(kg) ÷ (身長(m) × 身長(m)) で計算される。

化学肥料

化学的に合成しあるいは天然産の原料を化学的に加工して作った肥料のこと。

化学合成農薬

病害虫や雑草を防ぐために化学物質を組み合わせで作られた農薬で、有効成分が化学合成されたもの。

学校農園

学校単位で農園を設置し、児童生徒が農業体験活動を行うことで、生命や自然、環境、食物などに対する理解を深め、情操や生きる力を身につけることを目的とした取組のこと。

通いの場

高齢者をはじめ地域住民が、他者とのつながりの中で主体的に取り組む、介護予防やフレイル予防に資する月1回以上の多様な活動の場・機会のこと。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

管理栄養士

厚生労働大臣の免許を受けて、栄養や食生活の面から健康の維持・増進と疾病の予防・治療等を推進する専門家のこと。

GAP

GAP（Good Agricultural Practice）の略で、「農業生産工程管理」のことであり、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

牛乳の日

那須塩原市は、全国でも有数の生乳の産地であり、牛乳や乳製品に親しみを感じてもらうために、9月2日を「牛乳の日」として制定している。

共食

誰かと一緒に食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図ること。

郷土料理

各地域でとれる食材や調理方法などを使って作られた伝統的な料理のこと。

健康寿命

健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

耕種農家

稲作（米）や穀物、野菜、果樹、花などの植物を栽培する業種に従事する農家のこと。

【さ行】

資源循環型農業

従来の化学肥料や農薬などだけに頼るのではなく、一般家庭や畜産業、工業などから出た本来ならば廃棄する物を肥料として活用し、資源を循環させる農業のシステムのこと。

少子高齢化

人口構成のうち若年齢者の割合が減少する「少子化」と、高齢者の割合が相対的に増加する「高齢化」が同時に進行している状態。

市民農園

市民がレクリエーションや自家消費目的などで、小面積の農地を利用して野菜や花などを栽培するための農園のこと。

食育

生きる上で基本的な食事を学ぶ教育で、知育・徳育・体育の基礎となるものと位置付けられている。

食育基本法

食育の基本理念と方向性を明らかにするとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成17年6月10日に成立した法律。

食育推進活動

学校や地域で、こどもから高齢者まで年代を問わず、食料の生産、加工、調理等に関する知識や技術、食品の栄養や安全性に関する知識、郷土料理などの伝統的な食文化や地元の食材に関することなど、食べ物や食生活に関わる様々な知識や技術について伝えたり教えたりする活動のこと。

食生活改善推進員

地域住民の健康づくりを目的としたボランティアのこと。

食生活指針

一人一人の健康増進、生活の質の向上、食料の安定供給の確保などを図ることを目的として10の視点から望ましい食生活のあり方を示したもの。

食のグローバル化

異なる国や地域の食材や調理法を取り入れることで、味覚の幅が広がり、新たな食文化の発展が促進されること。

食品ロス

食べられるのに廃棄される食品のこと。

生活習慣病

食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。

【 た 行 】

地産地消

地域で生産された農林水産物とそれを主たる原料とした加工品をその地域で消費すること。

畜産農家

牛や豚、鶏などの家畜を飼育し、乳製品や肉、卵、皮革などを生産・販売する農家のこと。

トレーサビリティ

食品の生産、加工、流通などの各段階で、原材料の出所や製造元、販売先などの記録を記帳・保管し、食品とその情報を追跡できるようにすること。

【 な行 】

中食

「外食」と家庭で調理する「内食」の中間で、家庭外で調理された食品を購入し持ち帰り、家庭の食卓で食べる食事のこと。

農業経営改善計画

農業経営改善目標の達成に向けた具体的な計画で、農業経営規模の拡大や生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善などについて、現状と 5 年後の目標、その目標を達成するための措置を記載したもの。

【 は行 】

HACCP

Hazard（危害）Analysis（分析）Critical（重大な）Control（管理）Point（点）の頭文字をとって HACCP（ハサップ）と呼ぶ国際的な食品衛生管理の手法のこと。

肥満度

小児の肥満を判定する基準の 1 つ。（実測体重－標準体重）÷標準体重×100 で表される。－15%超+15%未満をふつう、+15%以上+20%未満をふとりぎみ、+20%以上+30%未満をややふとりすぎ、+30%以上をふとりすぎとしている。

BMI

BMI（Body Mass Index）の略で、肥満とやせの判定に用いられ、次の計算式で計算できる。

$BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$

＜肥満度の判定基準＞やせ（低体重）	18.5 未満
標 準	18.5 以上 25 未満
肥 満	25 以上

BB9（ビューティフルブランドナイン）

商標を取得したブランド園芸作物のこと。那須の白美人ねぎ、那須の春香うど、那須の美なす、那須の高原アスパラ、那須のにら、那須のとまと、那須の春菊、なすの梨、那須の菊、それと 2016 年に新たに登録された「寒さに強い那須の植木」を加えた 10 品目がある。

標準化死亡比

全国を基準（100）とし、その地域での年齢構成を全国と同一となるようにした上で、死亡率を比較するもの。

飽食

食べ物に不足がなく、食べたいものを何でも手に入れられる状態、またはあきるほど腹いっぱい食べること。

保健師

厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて保健指導に従事することを業とする者のこと。

【 ま行 】**ミルクタウン戦略**

那須塩原市では、平成 27（2015）年4月に施行した「那須塩原市牛乳等による地域活性化推進条例」（通称：牛乳で乾杯条例）の目的を推進するため、更なる魅力ある酪農のまちづくりを推進するため策定された戦略のこと。

メタボリックシンドローム

内臓脂肪蓄積（ウエスト周囲径）に加えて、「高血圧」「血糖値が高い」または「HDL コレステロールが低い」「中性脂肪が高い」の3つのうち、いずれか2つ以上に当てはまる状態のこと。

【 や行 】**有機農業**

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことと遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本に、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する農業のこと。

【 ら行 】**ライフステージ**

人間の一生において、妊娠期・乳児期・幼児期・学童期・思春期・青年期・壮年期・高齢期などのそれぞれの段階のこと。

第2期那須塩原市食育・地産地消推進計画

発行年：令和7年3月

発 行：那須塩原市 産業観光部 農務畜産課

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社 108-2

TEL 0287-62-7147 FAX 0287-62-7223

URL <https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp>
